

困難な問題を抱える女性への支援に関する
検討会（第1回）

令和8年7月29日

資料2

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 に基づく施策の現状、課題について

令和8年7月

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 女性支援室

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

女性支援に係る法制度等の主な沿革

昭和21年11月	婦人保護要綱の策定（厚生省社会局通達により婦人保護施設制度化）
昭和31年 5月	売春防止法の制定
昭和32年 4月	売春防止法施行（第2章の刑事処分を除く）
昭和33年 4月	売春防止法全面施行（同時に第一次改正として第3章（補導処分）を追加し同日施行）
昭和38年 3月	婦人保護事業の実施要領の策定（厚生事務次官通達）
昭和45年 4月	「昭和45年度婦人保護事業費の国庫負担及び補助について」（社会局長通知）
平成12年 5月	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）の制定
平成13年 4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の制定
平成14年 4月	DV防止法全面施行
平成16年 6月	DV防止法改正（16/12/2改正DV法施行）
平成16年12月	人身取引対策行動計画の策定
平成19年 7月	DV防止法第2次改正（20/1/11施行）
平成21年12月	人身取引対策行動計画2009の決定（犯罪対策閣僚会議）
平成25年 6月	DV防止法第3次改正（26/1/3施行） ストーカー規制法改正（25/10/3施行）
平成26年12月	人身取引対策行動計画2014の策定
平成28年12月	ストーカー規制法改正（29/6/14施行）
平成29年 5月	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策を策定（関係府省対策会議決定）
6月	刑法の一部改正（29/7/13施行）
令和 4 年 5月	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の制定
令和 4 年 7月	AV出演被害防止・救済法の制定
令和 5 年 3月	関係政省令、設備運営基準（女性自立支援施設）、国の基本方針等の策定
令和 5 年 5月	DV防止法第4次改正（6/4/1施行）
令和 6 年 3月	女性支援事業の実施について（社会・援護局長通知） 女性相談支援センターガイドライン・設置要綱、女性相談支援員相談・支援指針、女性自立支援施設運営指針の策定
令和 6 年 4月	女性支援新法の施行

戦後の公娼制度の廃止
→「闇の女」の「更生保護」

支援対象に「一般ケース（売春を行う者以外）」を追加

DV・ストーカー被害者等、対象者が拡大・多様化
→売春防止法での対応に限界

様々な困難な問題を抱える女性への「支援」を目的とした法律へ

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と**連携・協力**して、**一人一人のニーズ**に応じて**包括的な支援**を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [50か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり
 ・各都道府県 1 か所（滋賀県は 2 か所、徳島県は 3 か所）
 ・相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員
 [全国1,770人]
 ・女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
 ・相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]
 ・女性相談支援センターに併設
 ・民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
 ・中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設
 [39都道府県、47か所]
 ・生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

**民間シェルター
母子生活支援施設 等**

関係機関等

連携・協力

自立

福祉事務所・市町村

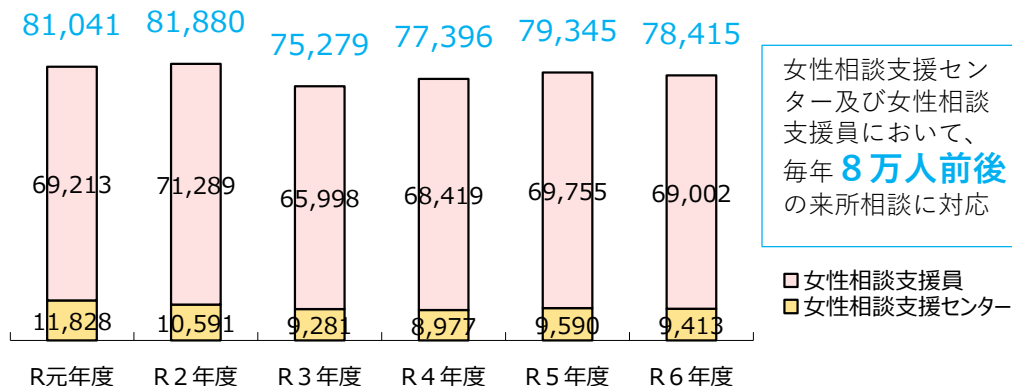
生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

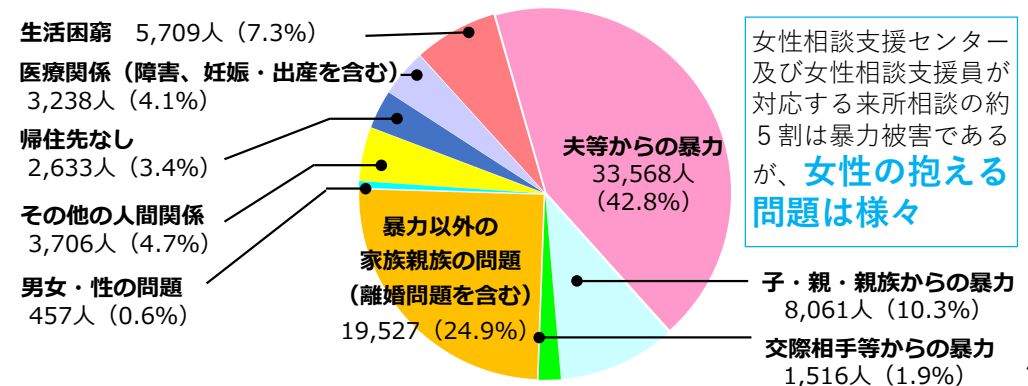
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数



● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容



「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」概要

(令和5年厚生労働省告示第111号)

0. 基本方針のねらい等

- 旧売春防止法に基づく婦人保護事業から新法に基づく女性支援事業への転換

1. 困難な問題を抱える女性への支援の現状

- 心理的、医療的側面からの支援が重要
- 支援を必要とする者に確実に支援が届く体制をつくることが重要
- 民間団体による支援活動の特長を生かし、行政と民間団体の協働が必要

2. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

施策の対象者

- 「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）」

基本理念

- 「繋ぐ支援」「繋がり続ける支援」
- 包括的かつ切れ目なく、どこでも必要十分な支援を受けられる体制の整備
- 女性の人権擁護、男女の平等実現

国、都道府県、市町村の役割分担と連携

- 国及び地方自治体の責務、適切な役割分担と連携が必要

支援の基本的な考え方

- 個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含む「自立」を支援
- 「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要

支援に関わる関係機関等

- 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体、その他機関とそれぞれの役割

支援の内容

- アウトリーチによる早期把握、居場所の提供、相談支援、一時保護
- 被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケア

支援の体制

- 中心となる3機関間の連携、民間団体の連携、関係機関との連携
- DV防止法に基づく施策との関係

支援調整会議

- 設置は地方公共団体の努力義務
- 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等、段階を分けて実施

教育・啓発

- 相談窓口等の周知、意識醸成、施策への一般理解等

人材育成

- 国による研修のカリキュラムの構築や、ポータルサイトの構築、職員の適切な処遇の確保、研修に参加しやすい職場環境の整備等

調査研究等の推進

- 困難な問題を抱える女性への支援の状況等に関する実態調査の定期的実施
- 支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究

3. 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

- 基本計画の期間（原則5年）
- 他の計画との関係（関連の深い計画との一体的策定）
- 基本計画策定前の手続（課題把握、基本目標の明確化等）
- 計画に関する評価と公表

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における 相談対応等の状況

2. 女性相談支援員の配置状況

3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の
実施状況

4. 民間団体との協働

5. 関係機関との連携・支援調整会議

6. 教育・啓発、人材育成

7. 調査研究

8. 自治体における基本計画策定状況

女性相談支援センターの概要

根拠法

- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条に基づき、都道府県が設置するものとされている。（指定都市についても任意で設置が可能。）
- ・ また、女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の一時保護を行う一時保護所を設置している。
- ・ なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条に基づく、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有している。

支援内容

- ① 支援対象者の立場に立って相談に応じること及び女性相談支援員又は相談を行う機関を紹介すること
- ② 支援対象者及び同伴する家族の安全確保並びに一時保護を行うこと
- ③ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を行うこと
- ④ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと

実績

○ 設置か所数：50か所（※）

※ 各都道府県1か所（滋賀県は2か所、徳島県は3か所）

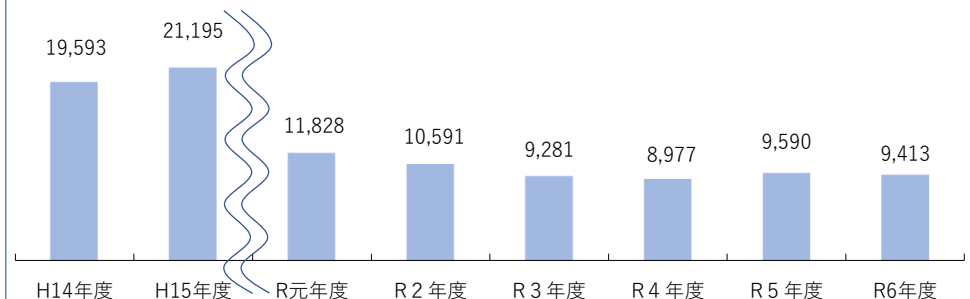
※ 24時間の相談対応を行っているセンターは2か所（千葉県、大阪府）

○ 来所相談実績：9,413人（令和6年度における実人数）（※）

※ 68.6%（6,462人）が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。

※ 来所相談のうち「18歳未満」が0.4%（39人）、「18～30歳未満」が23.1%（2,178人）、「30～50歳未満」が48.9%（4,605人）、「50歳以上」が26.0%（2,451人）となっている。

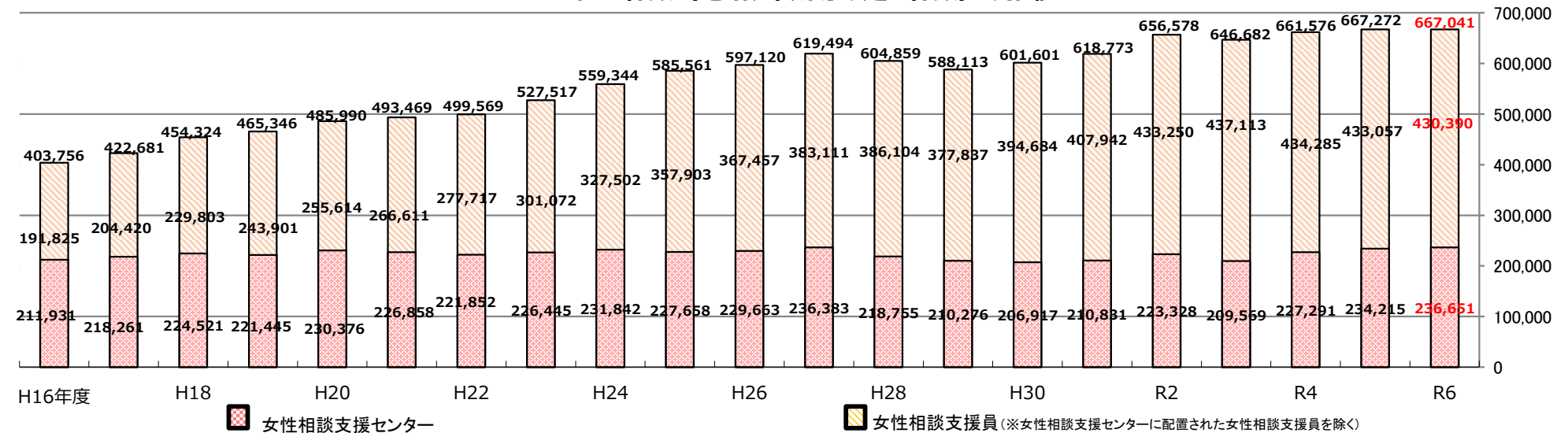
女性相談支援センターの来所相談人数の推移



女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談状況

- 相談延べ件数は増加傾向にあり、高い水準で推移している。
- 相談内容については、**暴力被害の相談が平成28年度の48.2%から令和6年度には55.0%に増加している。**

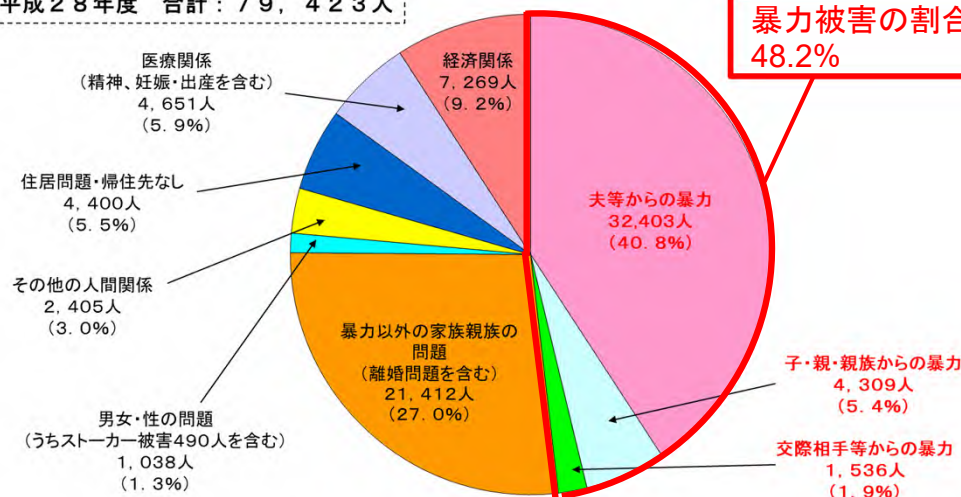
相談件数（電話、来所等の延べ件数）の推移



（厚生労働省女性支援室調べ）

来所相談の内容（平成28年度）

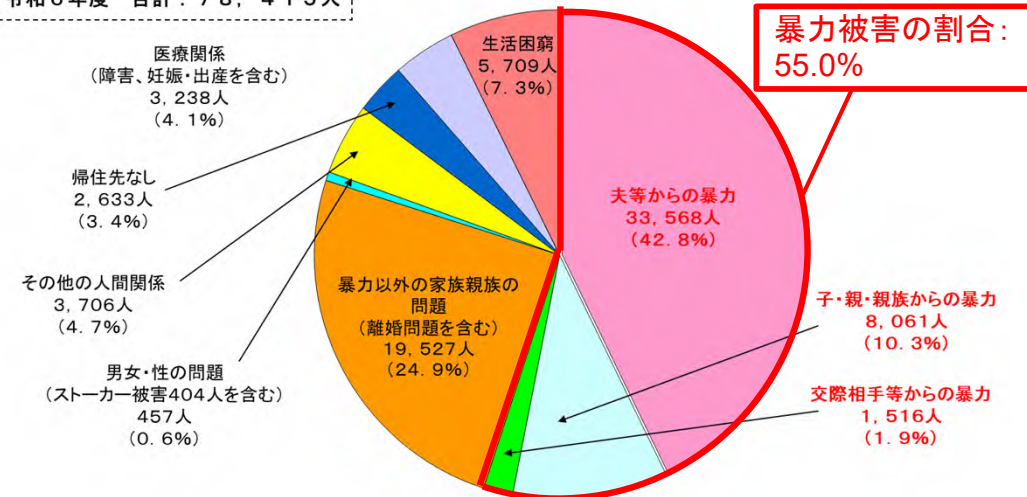
平成28年度 合計：79,423人



暴力被害の割合：
48.2%

来所相談の内容（令和6年度）

令和6年度 合計：78,415人



暴力被害の割合：
55.0%

（厚生労働省女性支援室調べ）

来所相談の経路（令和 6 年度）

- 女性相談支援センターや女性相談支援員への相談に至る経路は、本人自身からが約8割、福祉事務所経由が約5%、その他の相談機関約 5 %、警察約 2 %等となっている。

来所相談の経路（R6年度）

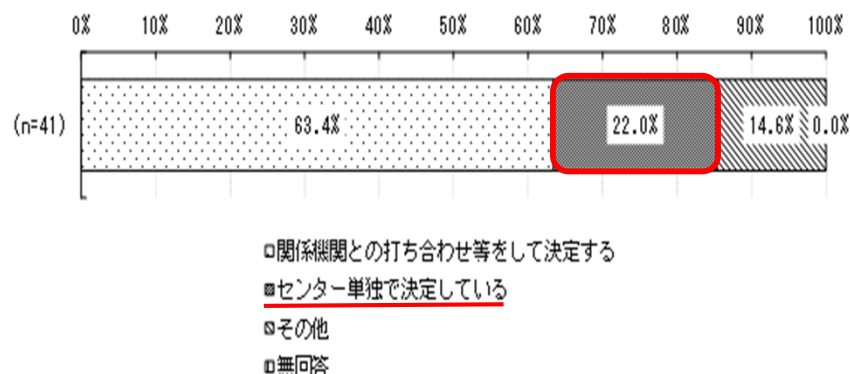
	本人自身	警察関係	法務関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	縁故関係知人	DVセンター	ワンストップ支援センター	民間団体	その他	合 計
女性相談支援センター	4,988 (53.0%)	925 (9.8%)	33 (0.4%)	28 (0.3%)	350 (3.7%)	1,530 (16.3%)	538 (5.7%)	723 (7.7%)	29 (0.3%)	16 (0.2%)	5 (0.1%)	12 (0.1%)	94 (1.0%)	86 (0.9%)	0 (0.0%)	12 (0.1%)	44 (0.5%)	9,413
女性相談支援員	56,039 (81.2%)	624 (0.9%)	145 (0.2%)	469 (0.7%)	360 (0.5%)	2,151 (3.1%)	2,984 (4.3%)	281 (0.4%)	320 (0.5%)	335 (0.5%)	26 (0.0%)	61 (0.1%)	1,216 (1.8%)	278 (0.4%)	23 (0.0%)	156 (0.2%)	3,534 (5.1%)	69,002
合計	61,027 (77.8%)	1,549 (2.0%)	178 (0.2%)	497 (0.6%)	710 (0.9%)	3,681 (4.7%)	3,522 (4.5%)	1,004 (1.3%)	349 (0.4%)	351 (0.4%)	31 (0.0%)	73 (0.1%)	1,310 (1.7%)	364 (0.5%)	23 (0.0%)	168 (0.2%)	3,578 (4.6%)	78,415

（厚生労働省女性支援室調べ）

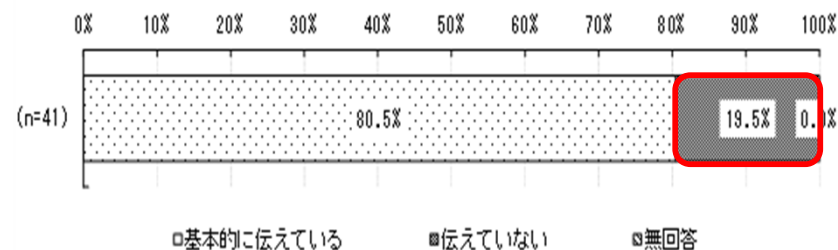
地域における伴走支援の現状（一時保護後の対応と継続支援）

- 一時保護所からの退所にあたり、退所に向けた支援方針の検討の際に関係機関との打ち合わせ等を経ずにセンター単独で決定したり、退所先の市町村に伝えていないセンターが全体の2割程度ある。
- 一方、市町村においても、小規模になるほど「（相談後の状況確認等の）フォローをしている」と答えた割合が少なくなっている。

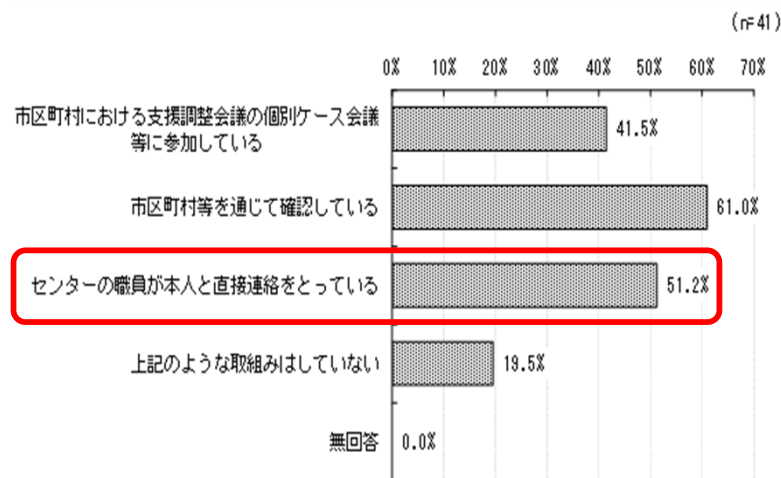
図表 II-47 一時保護所からの退所に向けた支援方針の検討体制の基本的な考え方【問26】



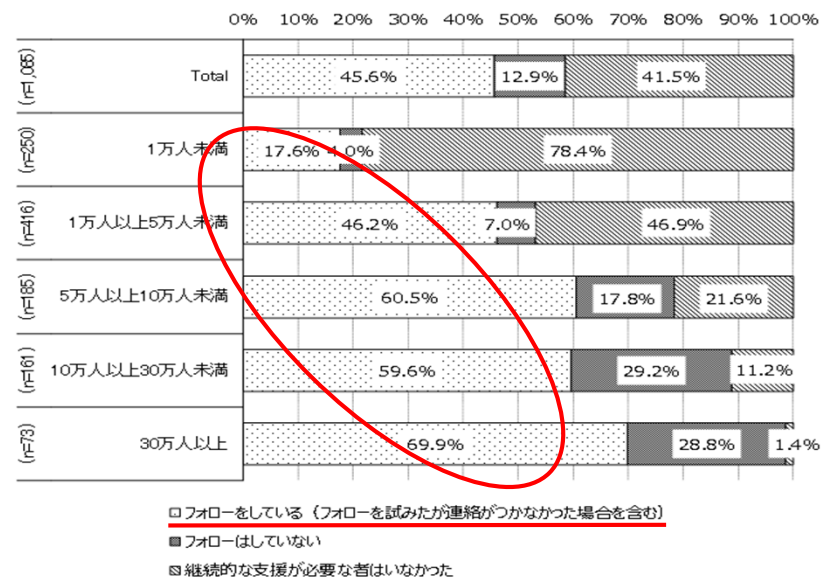
図表 II-49 支援対象者が一時保護所を退所するにあたり、退所先の市区町村にその旨を伝えているか【問27】



図表 II-50 一時保護所の退所者についてのかかわり（複数回答）【問28】



図表 V-49 令和6年度に来所での相談を受け付けた支援対象者のうち、市町村で継続的な支援が必要と考える者について、市町村の女性支援を主管する部署におけるその後の状況の確認などのフォローの有無（人口規模別）【問28】



女性相談支援センターにおける職員配置状況の推移

- 令和２年度と令和７年度を比較すると、職員数（合計）は増加している。（常勤・専従はやや減少し、常勤・兼務や非常勤の数が伸びている）
- 職種別では、支援の実務を担う相談支援員（常勤・兼務）、心理支援員（常勤・兼務）、女性相談支援員（非常勤・専従）の増加が多い。

令和２年度

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
所長		15	35	0	0	15	35
相談支援員		85	91	1	1	86	92
心理支援員		8	51	4	11	12	62
医師		1	4	6	1	7	5
事務職員		54	73	5	5	59	78
女性相談支援員		14	14	176	15	190	29
調整等担当職員		0	0	0	0	0	0
その他職員	電話相談員	0	0	0	60	0	60
	警備員	0	0	3	5	3	5
	その他	4	36	27	40	31	76
合計		181	304	222	138	403	442

845人

令和７年度

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
所長		15	37	0	0	15	37
相談支援員		70	117	1	2	71	119
心理支援員		10	73	5	11	15	84
医師		1	3	2	5	3	8
事務職員		45	83	8	8	53	91
女性相談支援員		21	12	202	28	223	40
調整等担当職員		2	0	4	0	6	0
その他職員	電話相談員	3	0	51	17	54	17
	警備員	0	0	1	9	1	9
	その他	5	25	25	16	30	41
合計		172	350	299	96	471	446

917人

10人以上減少
10人以上増加

法的対応機能強化事業の実施状況

- 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の「法的対応機能強化事業（平成18年度創設）」において、
- ・ 女性相談支援センターで弁護士等によるDVや人身取引被害者からの法的相談
 - ・ 女性相談支援センターの職員からの相談に対して弁護士等による法的対応に関する助言等
- を実施する費用への国庫補助を行っている。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
30自治体	31自治体	35自治体	35自治体

(厚生労働省女性支援室調べ)

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における
相談対応等の状況

2. 女性相談支援員の配置状況

3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の
実施状況

4. 民間団体との協働

5. 関係機関との連携・支援調整会議

6. 教育・啓発、人材育成

7. 調査研究

8. 自治体における基本計画策定状況

女性相談支援員の概要

根拠法

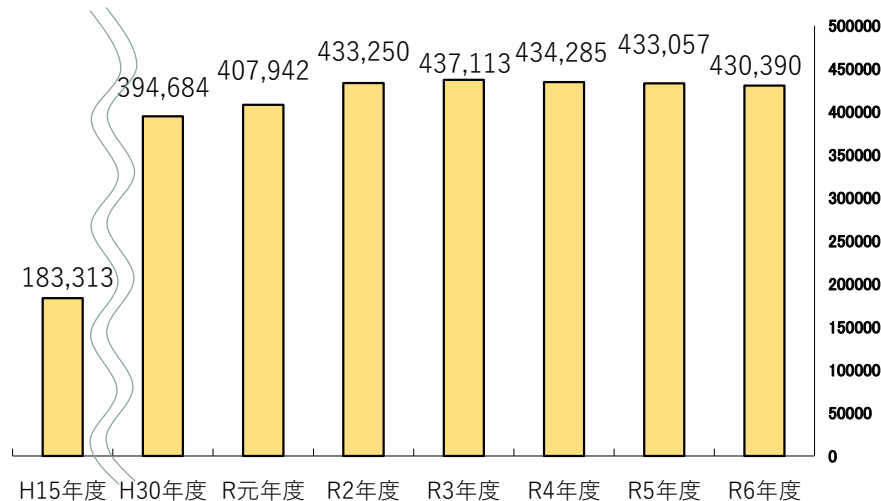
- 女性相談支援員は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第11条に基づき、都道府県及び市町村が配置するものとされている。（都道府県：義務、市町村：努力義務）
- また、任用にあたっては、職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならないものとされている。
- なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第4条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の支援も担っている。

支援内容

- 女性相談支援員は相談者の立場に立ち、①相談対応、②要保護性・緊急性のある相談者への安全確保のための支援、③新たな生活の再建に向けて、一連の支援の流れが切れ目なく展開されるよう、必要な対応を行う。
- 女性相談支援員は他分野・他機関と連携・協働し社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく支援するソーシャルワーカー（ケースワーカー）としての業務を行う。

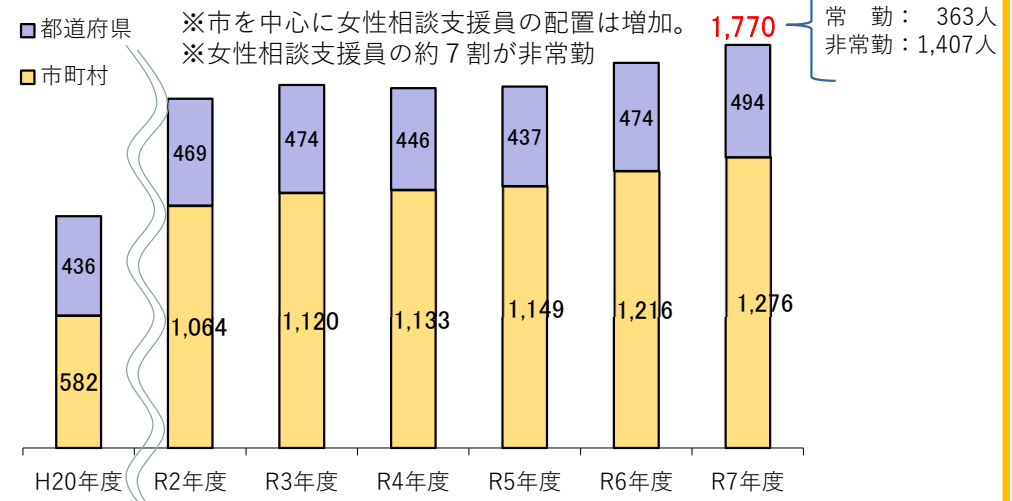
実績

○ 女性相談支援員による相談対応件数（延べ件数）



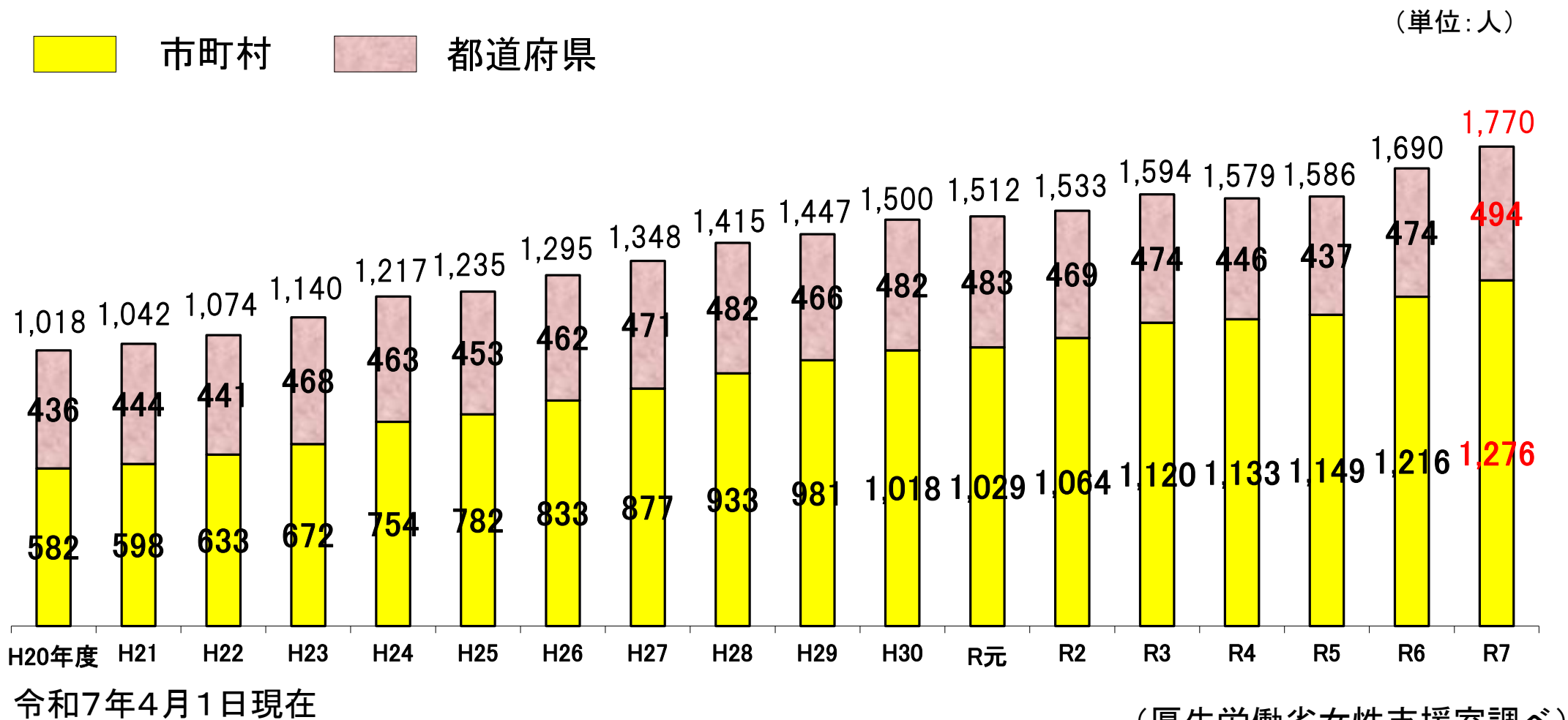
※ 女性相談支援センターに配置された女性相談支援員による相談対応を除く。

○ 女性相談支援員の配置状況



女性相談支援員の推移

- 女性相談支援員の員数は毎年少しずつ増加している。
- 市町村に配置される女性相談支援員の割合が増加している（H27年度：65.1%→R7年度：72.1%）



(厚生労働省女性支援室調べ)

各自治体における女性相談支援員の配置状況

(令和7年4月1日現在)

○ 全市区に占める女性相談支援員の配置市区数は55.8%、全町村に占める配置町村数は1.2%。

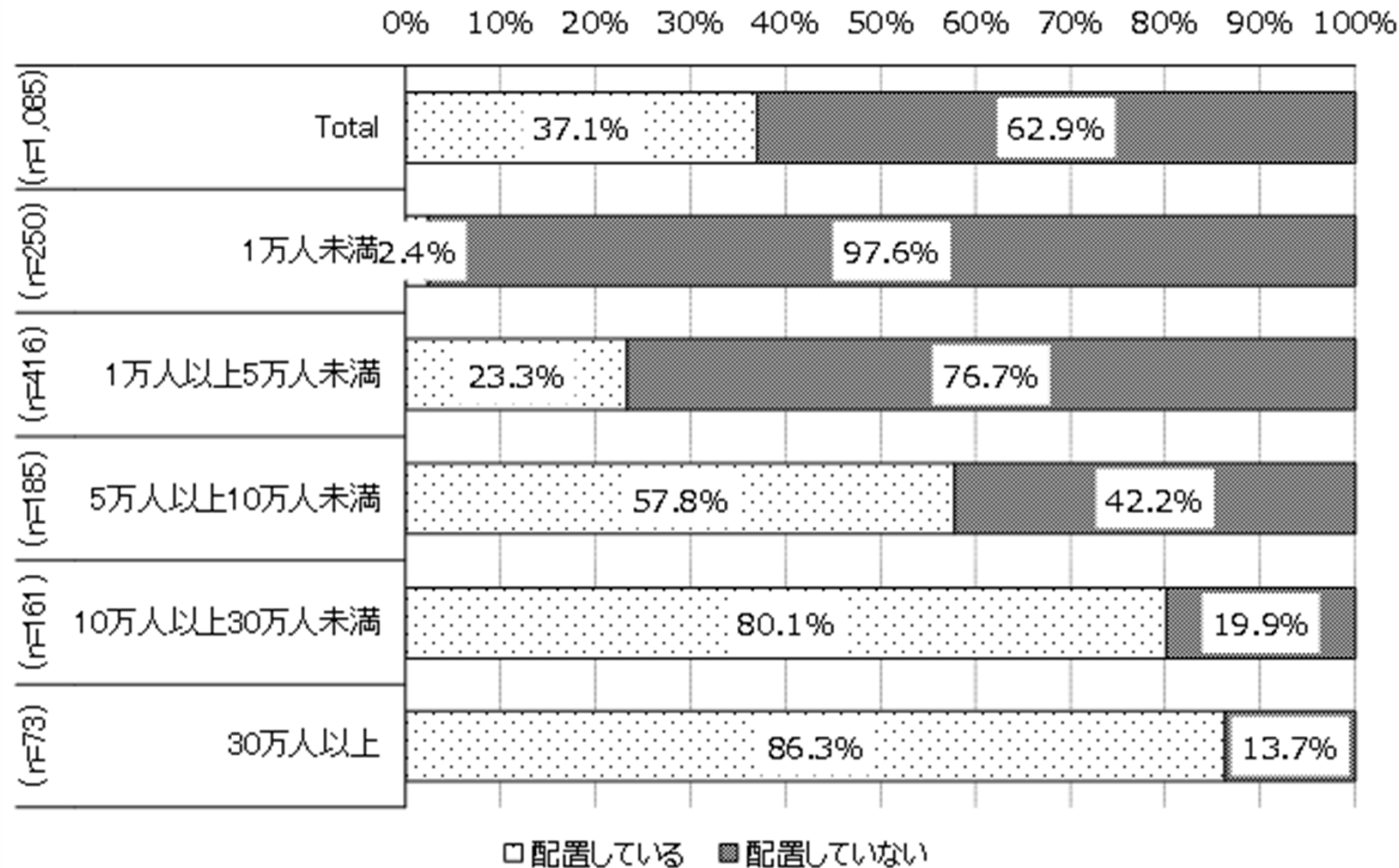
都道府県	都道府県知事 による配置	市区町村長に よる配置	計	市区数 (A)	女性相談支援 員配置市区数 (B)	市区配置率 (B/A%)	町村数 (C)	女性相談支援 員配置町村数 (D)	町村配置率 (D/C%)	市区町村配置率 ((B+D)/(A+C)%)
1 北海道	4	40	44	35	11	31.4%	144	0	0.0%	6.1%
2 青森	8	9	17	10	6	60.0%	30	0	0.0%	15.0%
3 岩手	2	22	24	14	14	100.0%	19	0	0.0%	42.4%
4 宮城	10	33	43	14	6	42.9%	21	0	0.0%	17.1%
5 秋田	8	2	10	13	1	7.7%	12	0	0.0%	4.0%
6 山形	9	14	23	13	13	100.0%	22	0	0.0%	37.1%
7 福島	17	9	26	13	5	38.5%	46	0	0.0%	8.5%
8 茨城	13	14	27	32	7	21.9%	12	0	0.0%	15.9%
9 栃木	12	38	50	14	14	100.0%	11	0	0.0%	56.0%
10 群馬	7	17	24	12	5	41.7%	23	1	4.3%	17.1%
11 埼玉	16	61	77	40	21	52.5%	23	0	0.0%	33.3%
12 千葉	47	57	104	37	17	45.9%	17	0	0.0%	31.5%
13 東京	31	242	273	49	49	100.0%	13	0	0.0%	79.0%
14 神奈川	40	102	142	19	19	100.0%	14	0	0.0%	57.6%
15 新潟	5	18	23	20	7	35.0%	10	0	0.0%	23.3%
16 富山	5	8	13	10	4	40.0%	5	0	0.0%	26.7%
17 石川	15	12	27	11	5	45.5%	8	0	0.0%	26.3%
18 福井	4	8	12	9	5	55.6%	8	0	0.0%	29.4%
19 山梨	4	5	9	13	2	15.4%	14	0	0.0%	7.4%
20 長野	12	28	40	19	19	100.0%	58	0	0.0%	24.7%
21 岐阜	7	12	19	21	11	52.4%	21	0	0.0%	26.2%
22 静岡	5	28	33	23	20	87.0%	12	0	0.0%	57.1%
23 愛知	26	51	77	38	11	28.9%	16	0	0.0%	20.4%
24 三重	8	22	30	14	14	100.0%	15	1	6.7%	51.7%
25 滋賀	6	10	16	13	10	76.9%	6	0	0.0%	52.6%
26 京都	10	9	19	15	5	33.3%	11	0	0.0%	19.2%
27 大阪	15	54	69	33	21	63.6%	10	3	30.0%	55.8%
28 兵庫	4	64	68	29	20	69.0%	12	1	8.3%	51.2%
29 奈良	3	4	7	12	2	16.7%	27	1	3.7%	7.7%
30 和歌山	15	5	20	9	2	22.2%	21	0	0.0%	6.7%
31 鳥取	1	6	7	4	4	100.0%	15	0	0.0%	21.1%
32 島根	11	8	19	8	3	37.5%	11	0	0.0%	15.8%
33 岡山	17	22	39	15	4	26.7%	12	0	0.0%	14.8%
34 広島	8	16	24	14	10	71.4%	9	1	11.1%	47.8%
35 山口	7	15	22	13	10	76.9%	6	0	0.0%	52.6%
36 徳島	8	5	13	8	3	37.5%	16	0	0.0%	12.5%
37 香川	5	18	23	8	8	100.0%	9	0	0.0%	47.1%
38 愛媛	4	14	18	11	7	63.6%	9	0	0.0%	35.0%
39 高知	7	0	7	11	0	0.0%	23	0	0.0%	0.0%
40 福岡	24	71	95	29	11	37.9%	31	0	0.0%	18.3%
41 佐賀	4	8	12	10	6	60.0%	10	0	0.0%	30.0%
42 長崎	3	6	9	13	4	30.8%	8	0	0.0%	19.0%
43 熊本	2	28	30	14	14	100.0%	31	0	0.0%	31.1%
44 大分	3	2	5	14	1	7.1%	4	0	0.0%	5.6%
45 宮崎	5	17	22	9	7	77.8%	17	3	17.6%	38.5%
46 鹿児島	4	19	23	19	6	31.6%	24	0	0.0%	14.0%
47 沖縄	13	23	36	11	11	100.0%	30	0	0.0%	26.8%
合計	494	1,276	1,770	815	455	55.8%	926	11	1.2%	26.8%

(厚生労働省女性支援室調べ)

市町村における女性相談支援員の配置状況（人口規模別）

○ 小規模自治体になるほど女性相談支援員の配置割合が低くなっており、1万人以上5万人未満の自治体では約2割、1万人未満の自治体では約2 %となっている。

図表 V-3 女性相談支援員の配置の有無（人口規模⁶別）【問3】 ←

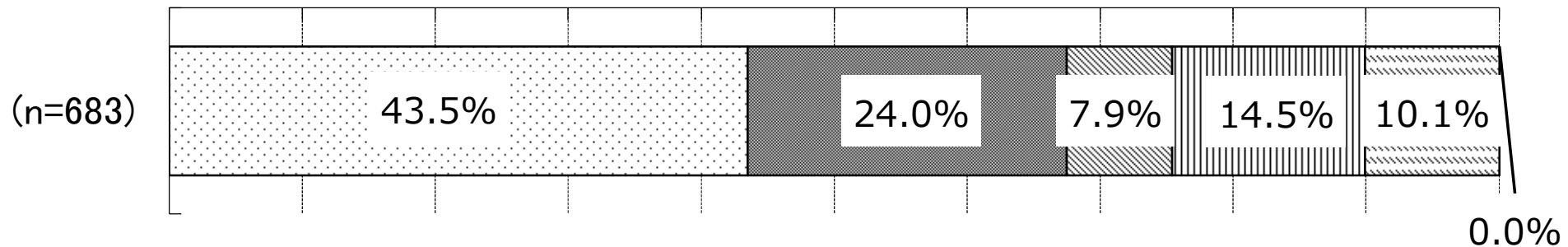


女性相談支援員を配置していない理由

○「困難な問題を抱える女性からの相談に対応している部署・組織で対応が可能なため」の割合が最も高く43.5%である。次いで、「職員が不足しているため(24.0%)」、「市町村内でニーズがないため(14.5%)」となっている。

女性相談支援員を配置していない市町村において、女性相談支援員を配置していない主たる理由【問8】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



□ 困難な問題を抱える女性からの相談に対応している部署・組織で対応が可能なため

■ 職員が不足しているため

▨ 予算の確保が困難なため

▤ 市町村内でニーズがないため

▧ その他

▩ 無回答

各都道府県における女性相談支援員の配置状況

○ 各都道府県に配置されている女性相談支援員のうち、女性相談支援センターに配置されている者が54.5%、次いで都道府県の福祉事務所に配置されている者が25.7%となっている。(福祉事務所に女性相談支援員を配置しているのは17都道府県、全体の36%)

(令和7年4月1日現在)

自治体	本庁	支庁/ 地方事務所	福祉事務所	女性相談支援 センター	その他	計	自治体	本庁	支庁/ 地方事務所	福祉事務所	女性相談支援 センター	その他	計
01北海道	0	0	0	4	0	4	25滋賀県	0	0	0	6	0	6
02青森県	0	0	6	2	0	8	26京都府	0	0	0	6	4	10
03岩手県	0	0	0	2	0	2	27大阪府	0	0	0	9	6	15
04宮城県	0	0	8	2	0	10	28兵庫県	0	0	0	4	0	4
05秋田県	0	0	7	1	0	8	29奈良県	0	0	0	2	1	3
06山形県	0	8	0	1	0	9	30和歌山県	7	8	0	0	0	15
07福島県	0	0	12	5	0	17	31鳥取県	0	0	0	1	0	1
08茨城県	0	4	1	8	0	13	32島根県	0	0	0	6	5	11
09栃木県	7	0	5	0	0	12	33岡山県	0	0	0	11	6	17
10群馬県	0	0	0	7	0	7	34広島県	0	0	0	4	4	8
11埼玉県	0	0	5	11	0	16	35山口県	0	0	0	7	0	7
12千葉県	0	9	16	14	8	47	36徳島県	0	0	0	8	0	8
13東京都	0	5	2	24	0	31	37香川県	0	1	1	3	0	5
14神奈川県	2	0	10	20	8	40	38愛媛県	0	2	0	2	0	4
15新潟県	0	0	0	5	0	5	39高知県	0	0	0	7	0	7
16富山県	0	0	0	4	1	5	40福岡県	0	0	24	0	0	24
17石川県	0	0	0	15	0	15	41佐賀県	0	0	0	4	0	4
18福井県	0	0	2	1	1	4	42長崎県	0	1	0	2	0	3
19山梨県	0	0	0	4	0	4	43熊本県	0	0	0	2	0	2
20長野県	0	0	10	2	0	12	44大分県	0	0	0	3	0	3
21岐阜県	0	0	0	7	0	7	45宮崎県	0	0	0	5	0	5
22静岡県	0	0	5	0	0	5	46鹿児島県	0	0	0	4	0	4
23愛知県	0	0	0	26	0	26	47沖縄県	0	0	8	5	0	13
24三重県	0	0	5	3	0	8	合計	16	38	127	269	44	494

(厚生労働省女性支援室調べ)

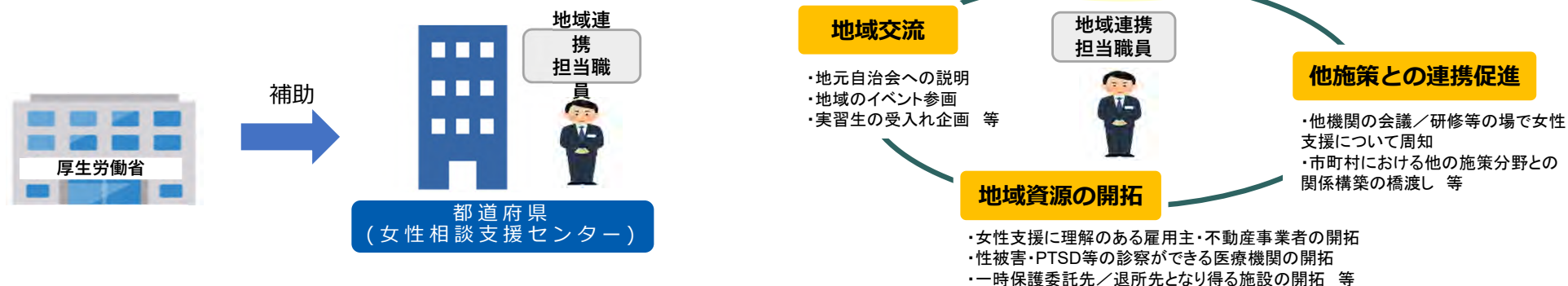
令和7年度補正予算額 48百万円

1 事業の目的

- 生活困窮や性暴力被害、障害など多様で複合的な困難を抱える女性について、自立した安定的な地域生活を支援するためには、地域のコミュニティや関係機関との連携を深めることが重要。また、女性支援に係る資源の偏り等による地域格差の拡大が指摘される中、地域からも女性支援ニーズのある者を把握し支援につなげる必要があるが、売春防止法の影響や、追跡のおそれのあるDV被害者の秘匿性等が壁となり、困難女性の抱える背景や他分野にまたがる支援ニーズ等が地域で知られておらず、具体的な連携につなぐににくい状況がある。
- このため、女性相談支援センター等において、現在抱えている個別のケース支援のための連携にとどまらず、地域における今後の支援を円滑に進めるため、女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施し、女性支援における地域連携の推進に向けた効果を検討する。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援センター等に地域連携担当職員を配置し、地域の女性支援ニーズを把握しながら、地域資源の開拓や、地域交流のコーディネート等を行う。

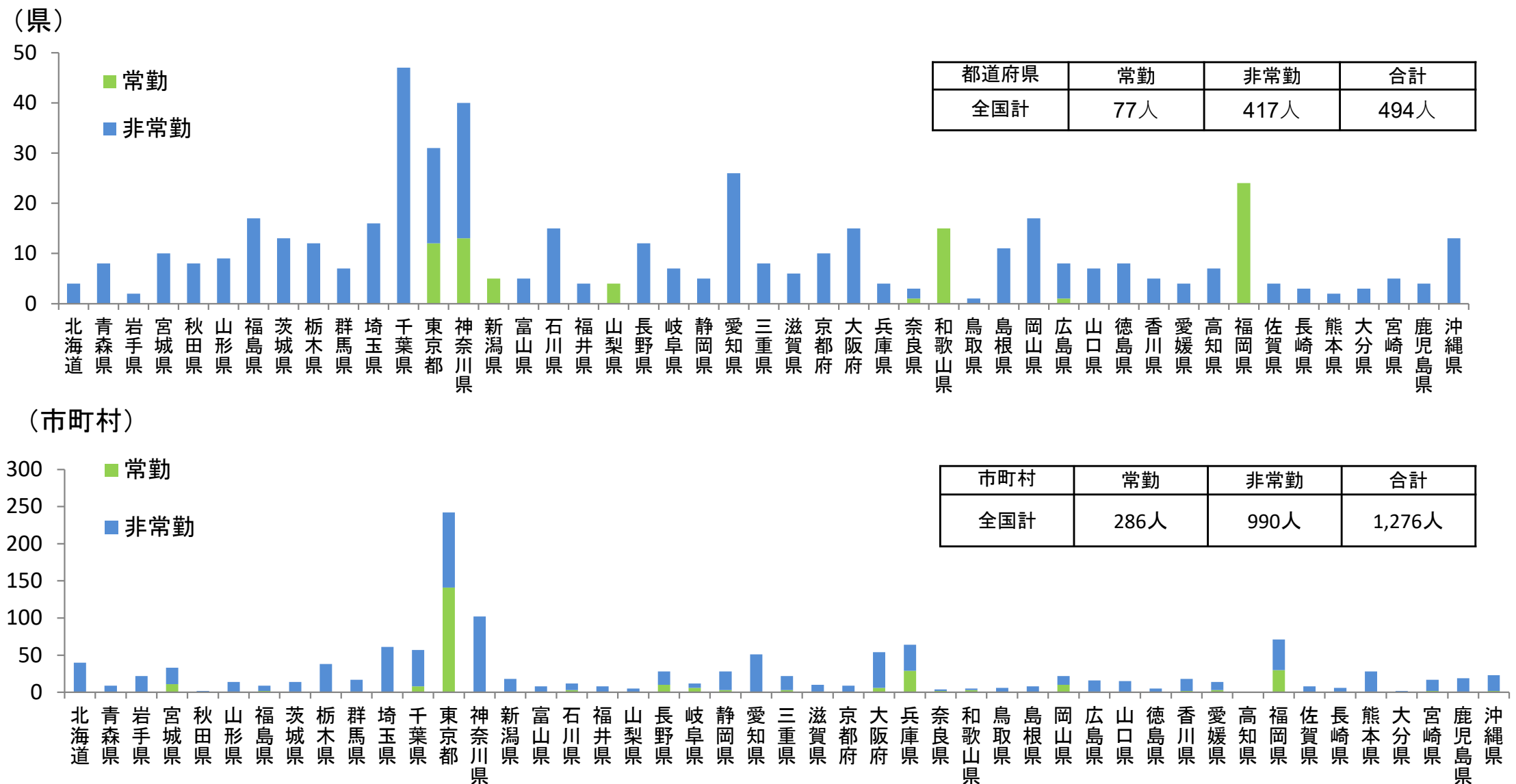


3 実施主体等

【実施主体】都道府県
【補助率】3／4

女性相談支援員の都道府県別配置状況

○ 女性相談支援員の約8割が非常勤となっており、常勤の配置は一部の自治体となっている。



女性相談支援員活動強化事業【平成14年度創設】

社会・援護局地域福祉課
女性支援室（内線4584）

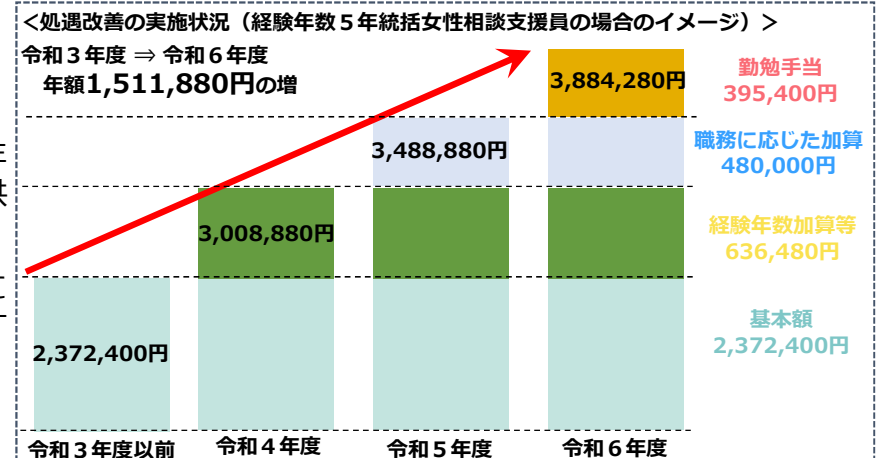
令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。



3 実施主体等

＜実施主体＞

都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞

国1／2、都道府県・市町村1／2

＜相談員配置実績等＞

相談員数：1,690人（R6.4.1時点）
相談対応件数：延べ449,195件（R5年度）

＜補助単価案＞

1. 女性相談支援員手当等

（1）女性相談支援員手当

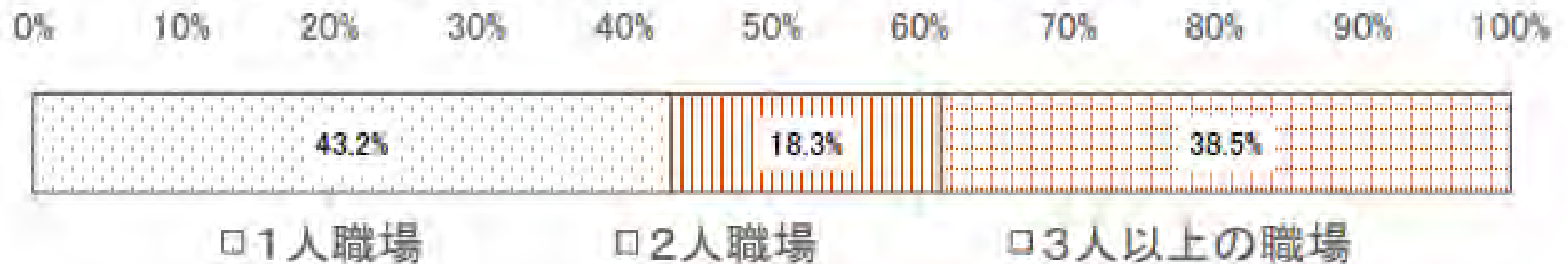
ア 基本額	研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
イ 経験年数加算（R4～）	
i 経験年数3～9年の者	研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年） 研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
ii 経験年数10年以上の者	研修修了者：月額 45,000円 研修未修了者：月額 35,000円
ウ 期末手当（R4～）	研修修了者：年額 474,480円 研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～）	研修修了者：年額 395,400円 研修未修了者：年額 307,800円
（2）統括女性相談支援員加算	月額 40,000円（R5～）
（3）主任女性相談支援員加算	月額 5,000円（R5～）
2. 女性相談支援員活動費	
ア 都道府県	女性相談支援員の数 × 37,000円
イ 市町村	女性相談支援員の数 × 31,450円
ウ 研修旅費	1人あたり年額 40,510円
エ 代替職員	1自治体あたり年額 270,080円
3. スーパービジョン整備費	1自治体あたり年額 227,220円

女性相談支援員の配置状況（1人職場の割合）

- 女性相談支援員が配置される職場の約4割が「女性相談支援員が1人」の職場となっている。

図表 34 【都道府県・市区委嘱】ⅡQ1 同じ職場の女性相談支援員数（n=755）



※都道府県委嘱234人、市区委嘱 521人の女性相談支援員の回答を職場単位で整理したデータ

出典：令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業報告書

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

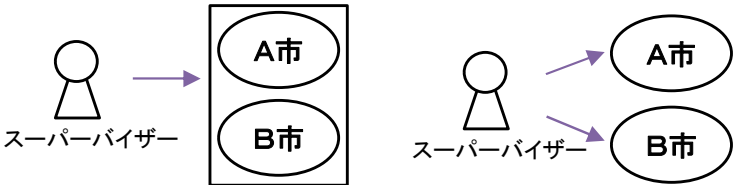
①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）

【令和7年度実施自治体】10自治体

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

【令和7年度実施自治体】6自治体

女性相談支援員の年齢層・勤続年数の推移

- 女性相談支援員は高齢化傾向となっており、60歳以上の割合が平成28年度の約20%から令和7年度の約41%に増加している。
- 勤続年数については、5年未満の割合が減少し、5年以上の割合が増加している。

（年齢層の変化）

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合 計（人）
H28	44 (3.1%)	140 (9.9%)	368 (26.0%)	587 (41.5%)	268 (18.9%)	8 (0.6%)	1,415
R7	47 (2.7%)	129 (7.3%)	317 (17.9%)	560 (31.6%)	621 (35.1%)	96 (5.4%)	1,770

（勤続年数の変化）

	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合 計（人）
H28	734 (51.9%)	276 (19.5%)	244 (17.2%)	116 (8.2%)	30 (2.1%)	15 (1.1%)	1,415
R7	729 (41.2%)	282 (15.9%)	407 (23.0%)	205 (11.6%)	86 (4.9%)	61 (3.4%)	1,770

各年4月1日現在

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における相談対応等の状況
2. 女性相談支援員の配置状況
- 3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の実施状況**
4. 民間団体との協働
5. 関係機関との連携・支援調整会議
6. 教育・啓発、人材育成
7. 調査研究
8. 自治体における基本計画策定状況

女性相談支援センター一時保護所の現状

根拠法

- ・ 女性相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号及び第6項に基づき、一時保護を行う施設を設け、困難な問題を抱える女性の一時保護を行うものとされている。
- ・ また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第3項第3号及び第4項に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の一時保護も担っている。

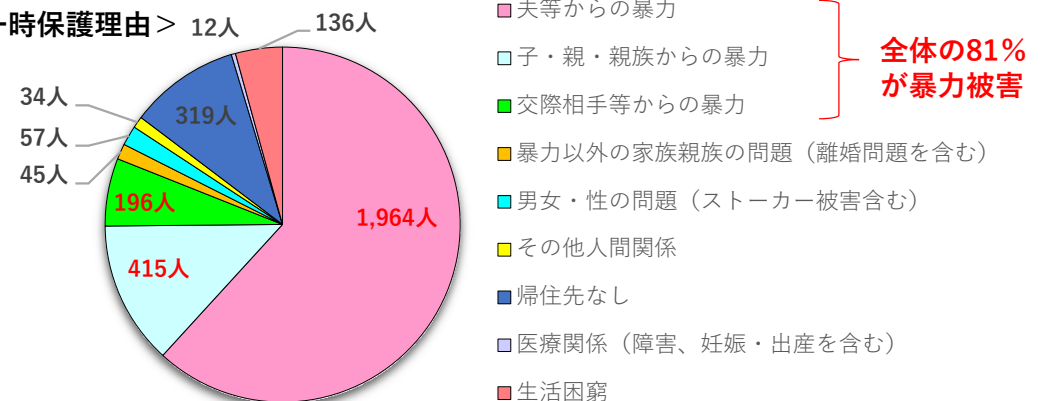
支援内容

- (1) 健康状態の把握 : 看護師、（嘱託）医師、保健師等を活用し、支援対象者及び同伴家族の健康状態の把握
- (2) 心理的支援 : 入所に至った経緯や本人の意向等を踏まえつつ、支援対象者及び同伴家族の心理的支援
- (3) ソーシャルワーク : 自立に必要な様々な情報提供、個々の状況に応じた支援計画の作成
- (4) 衣食住の提供 : 一時保護を行うとともに、衣食その他日常生活に必要なものの給付
- (5) 学習・保育支援 : 同伴児童に対する学習支援や保育の実施、支援対象者に対する育児に関する助言や支援
- (6) 退所に向けての支援 : 支援対象者の希望に応じた、退所後の支援等の検討・調整

実績

- 設置か所数 : 47か所（各都道府県に1か所）
- 一時保護実績（令和6年度における実人数）
一時保護された女性：3,178人
同伴家族：2,266人
- 平均在所期間：19.8日（令和6年度実績）
- 一時保護委託件数（令和6年度における実人数）
一時保護された女性：1,054人
同伴家族：933人

<一時保護理由> 12人



女性自立支援施設の概要

根拠法

- ・ 女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第12条に基づき、都道府県が設置でき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護等を行うものとされている。
- ・ また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第5条に基づく、配偶者からの暴力を受けた者の保護も担っている。

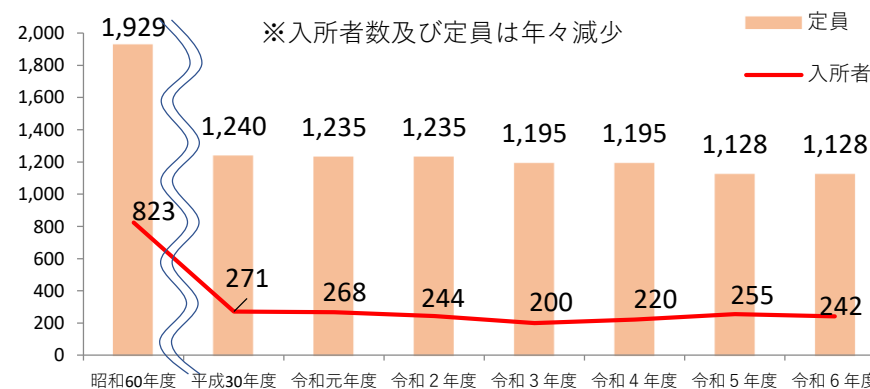
支援内容

- (1) **生活環境の整備** : 心理療法担当職員や個別対応職員等による被害回復に向けた支援、衣食住の提供、日常生活支援
- (2) **同伴家族への支援** : 心理的ケア、通園・通学支援、学習支援
- (3) **就労・就学支援** : 公共職業安定所や民間団体等と連携した職業訓練の受講や就職活動に向けた支援、奨学金制度等の情報提供
- (4) **地域移行支援** : 健康面、経済面、暮らし方等を踏まえた入所者の意向確認、退所に向けた関係機関等との調整
- (5) **アフターケア** : 退所後の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供 等

実績

- 設置か所数：47か所（※）
※ 青森県、富山県、山梨県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、熊本県が未設置。
- 入所実績：656人（令和6年度における実人数）（※）
※ うち406人が「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力被害によるもの。（全体の61.9%）
※ このほか、同伴家族232人（うち同伴児童229人）が入所している。
- 平均在所期間：134.4日（令和6年度実績）

○ 女性自立支援施設の定員と入所者の推移

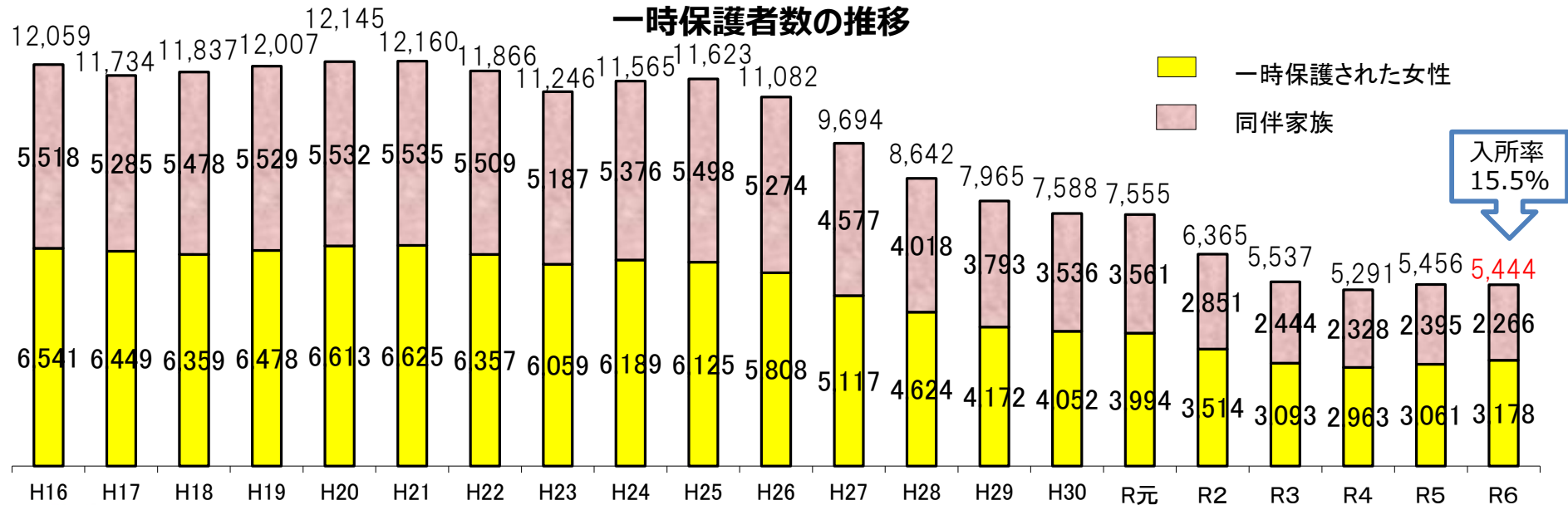


注）入所者のうち、昭和60年度は10/1時点の入所者数、平成30年度以降は年間平均入所者数

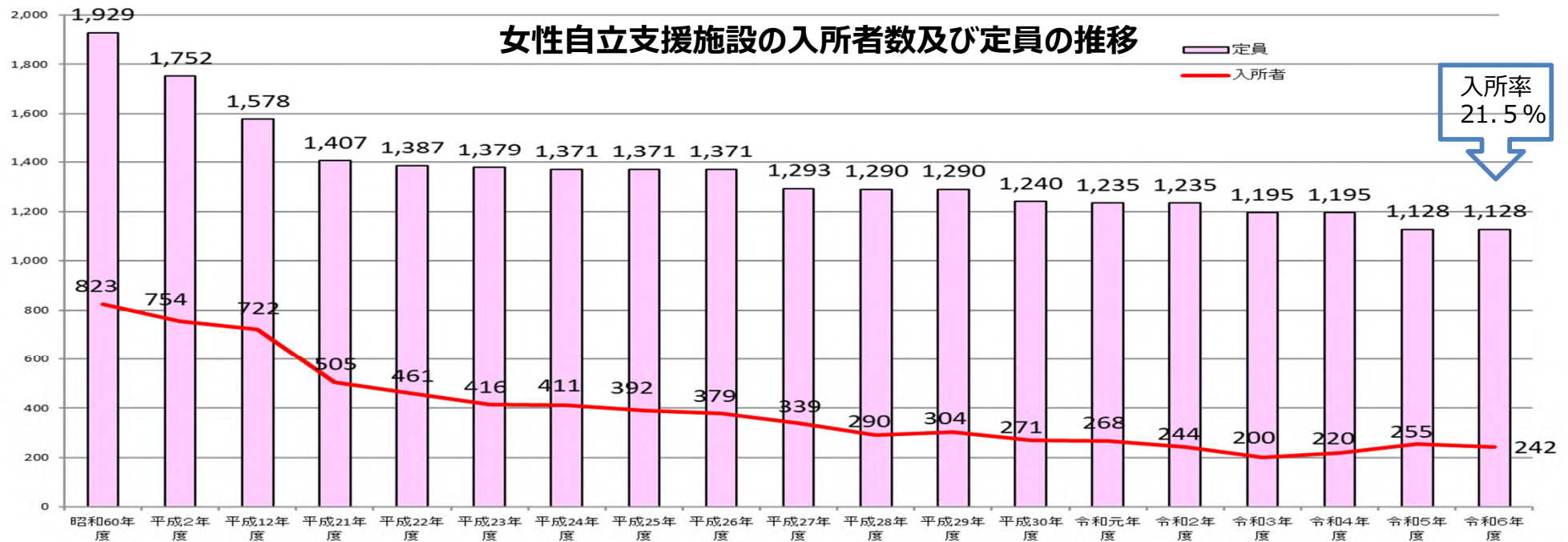
一時保護・女性自立支援施設入所の状況

○ 一時保護・女性自立支援施設の入所者数は近年減り続けている。（10年前と比べるといずれも4～5割程度減少）

一時保護者数の推移



女性自立支援施設の入所者数及び定員の推移



(厚生労働省女性支援室調べ)

一時保護に至った経路

○ 一時保護に至った経路については、警察関係が約35%、福祉事務所が約31%等となっている（R6年度）。

一時保護に至った経路（R3年度～R6年度）

（人）

	本人自身	警察関係	法務関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シエルター	知人縁故関係	DVセンター	ワンストップ支援センター	民間団体	その他	合計
令和6年度	198 (6.2%)	1,123 (35.3%)	2 (0.1%)	5 (0.2%)	290 (9.1%)	995 (31.3%)	249 (7.8%)	9 (0.3%)	11 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	80 (2.5%)	2 (0.1%)	194 (6.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (0.6%)	3,178
令和5年度	191 (6.2%)	1,033 (33.7%)	5 (0.2%)	3 (0.1%)	257 (8.4%)	917 (30.0%)	241 (7.9%)	117 (3.8%)	15 (0.5%)	5 (0.2%)	0 (0.0%)	24 (0.8%)	10 (0.3%)	216 (7.1%)	2 (0.1%)	3 (0.1%)	22 (0.7%)	3,061
令和4年度	197 (6.6%)	1,106 (37.3%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)	232 (7.8%)	960 (32.4%)	214 (7.2%)	14 (0.5%)	17 (0.6%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	38 (1.3%)	8 (0.3%)	150 (5.1%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	13 (0.4%)	2,963
令和3年度	223 (7.2%)	1,203 (38.9%)	4 (0.1%)	5 (0.2%)	464 (15.0%)	798 (25.8%)	160 (5.2%)	3 (0.1%)	5 (0.2%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	24 (0.8%)	7 (0.2%)	173 (5.6%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	19 (0.6%)	3,093

（厚生労働省女性支援室調べ）

一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和 6 年度中の退所者： 3, 0 6 9 人の内訳)

退 所 先		(R 6 年度)		(参考： R 5 年度)	
		人	%	人	%
施設	女性自立支援施設	360	11.7	369	12.4
	母子生活支援施設	326	10.6	400	13.4
	その他の社会福祉施設	321	10.5	315	10.6
民 間 団 体		284	9.3	226	7.6
自 立		470	15.3	405	13.6
帰 宅		519	16.9	448	15.1
帰 郷 (実 家 等)		346	11.3	354	11.9
知 人 ・ 友 人 宅		120	3.9	100	3.4
病 院		90	2.9	87	2.9
そ の 他		233	7.6	272	9.1
計		3,069	100.0	2,976	100.0

※このほかに、同伴家族が2, 073人いる。うち2, 024人(97. 6%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は41人(2. 0%)、帰宅が4人(0. 2%)、
 その他が4人(0. 2%)。

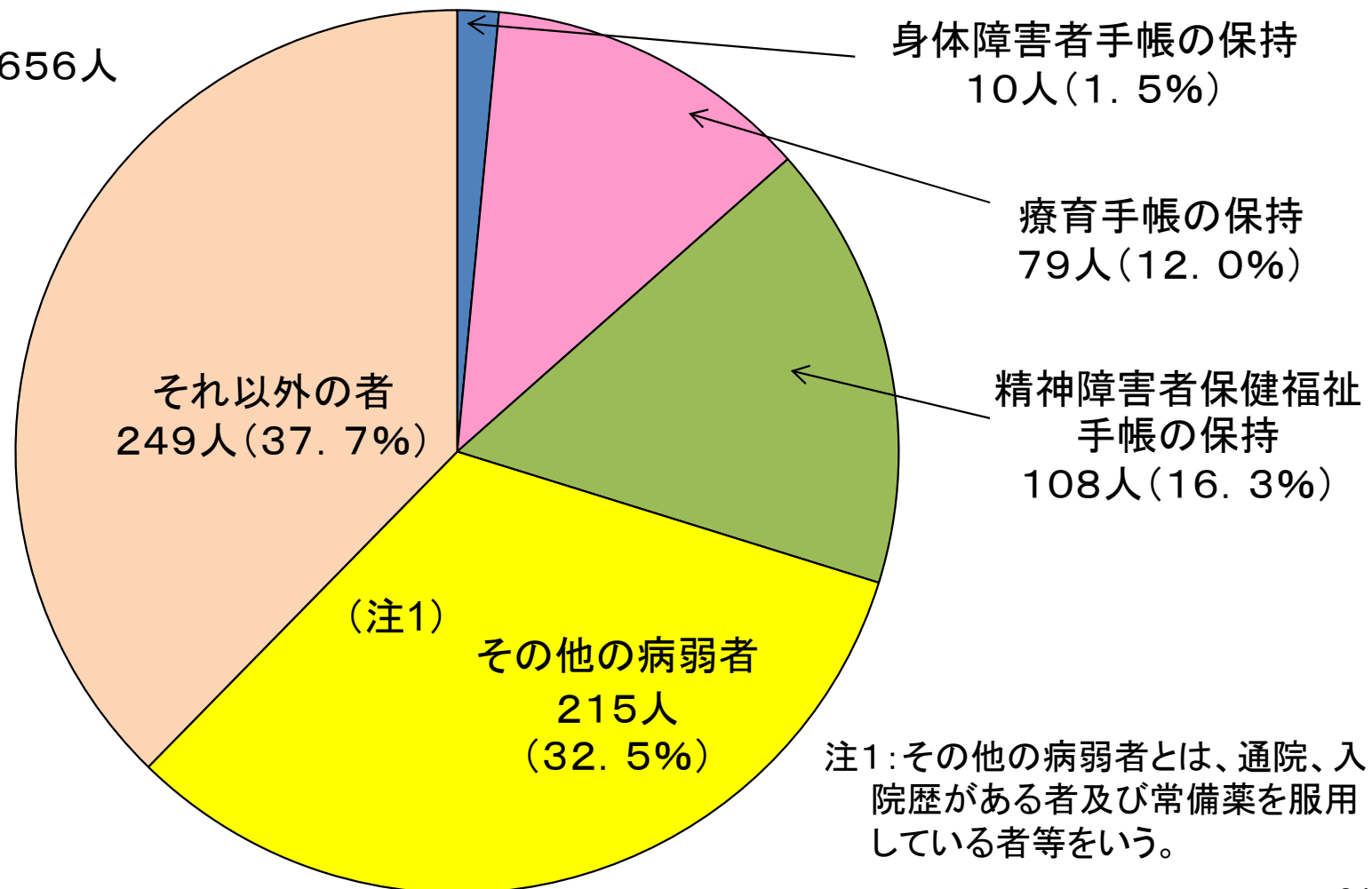
女性自立支援施設入所者の心身の状況

- 入所者のうち、6割以上の女性が何らかの障害あるいは病気を抱えている。
- 特に精神障害者保健福祉手帳の保持者の割合が増加している。(H26年:101人、9.5%)

令和6年度

女性自立支援施設入所者数 656人

※うち5人は重複障害の者



女性自立支援施設退所理由

(令和6年度中の退所者(本人) : 383人の内訳)

退所理由	(R6年度)	
	人	%
自立	171	44.6%
帰宅	20	5.2%
帰郷	42	11.0%
結婚	0	0%
他の社会福祉施設等へ入所	104	27.2%
病院へ入院	4	1.0%
無断退所	9	2.3%
その他	33	8.6%
合計	383	100.0%

(厚生労働省女性支援室調べ)

一時保護所・女性自立支援施設における「入所につながらない理由」

- 一時保護所と女性自立支援施設における入所者の減少は、①対象者本人の同意が得られないこと、②一時保護所・女性自立支援施設側において受入ができないことによるものと考えられる。

図表 2-2-35 一時保護につながらない理由【複数回答】

		一時保護につながらない理由として選択した割合(%)														無回答
	して選択した相談所数	本人の同意が得られなかったため	身体的暴力(DV含む)を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受ける方がよい、ため	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであり、ため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	本人に障害や疾病があり、身の回りができないため	本人に障害や疾病があり、必要なが	生活が困難であるため	同伴の児童に障害や疾病があり、ため	同伴の児童に障害や疾病があり、ため	同伴の児童に障害や疾病があり、ため	同伴の児童に障害や疾病があり、ため	同伴の児童に障害や疾病があり、ため	その他	無回答
若年女性	実数 33	30	3	12	10	2	2	1	-	-	-	-	5	5	-	-
	%	90.9	9.1	36.4	30.3	6.1	6.1	3.0	-	-	-	-	15.2	15.2	-	-
同伴児のいる女性	実数 22	20	2	-	-	2	2	2	2	2	2	2	2	6	1	-
	%	90.9	9.1	-	-	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	27.3	4.5	-
妊産婦	実数 5	4	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	2	-	-
	%	80.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	-	-	-	-	20.0	40.0	-	-
障害(児)者	実数 20	1	1	-	-	14	14	12	4	2	2	2	14	1	-	-
	%	5.0	5.0	-	-	70.0	70.0	60.0	20.0	10.0	10.0	10.0	70.0	5.0	-	-
高齢者	実数 12	2	1	-	-	6	7	7	2	1	1	1	12	2	-	-
	%	16.7	8.3	-	-	50.0	58.3	58.3	16.7	8.3	8.3	8.3	100.0	16.7	-	-
性的少数者	実数 5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	%	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80.0	-	-
外国籍	実数 9	5	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	2	3	-	-
	%	55.6	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	-	-	-	-	22.2	33.3	-	-
その他	実数 3	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	%	100.0	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	33.3	-	-

図表 2-2-37 婦人保護施設入所につながらない理由【複数回答】

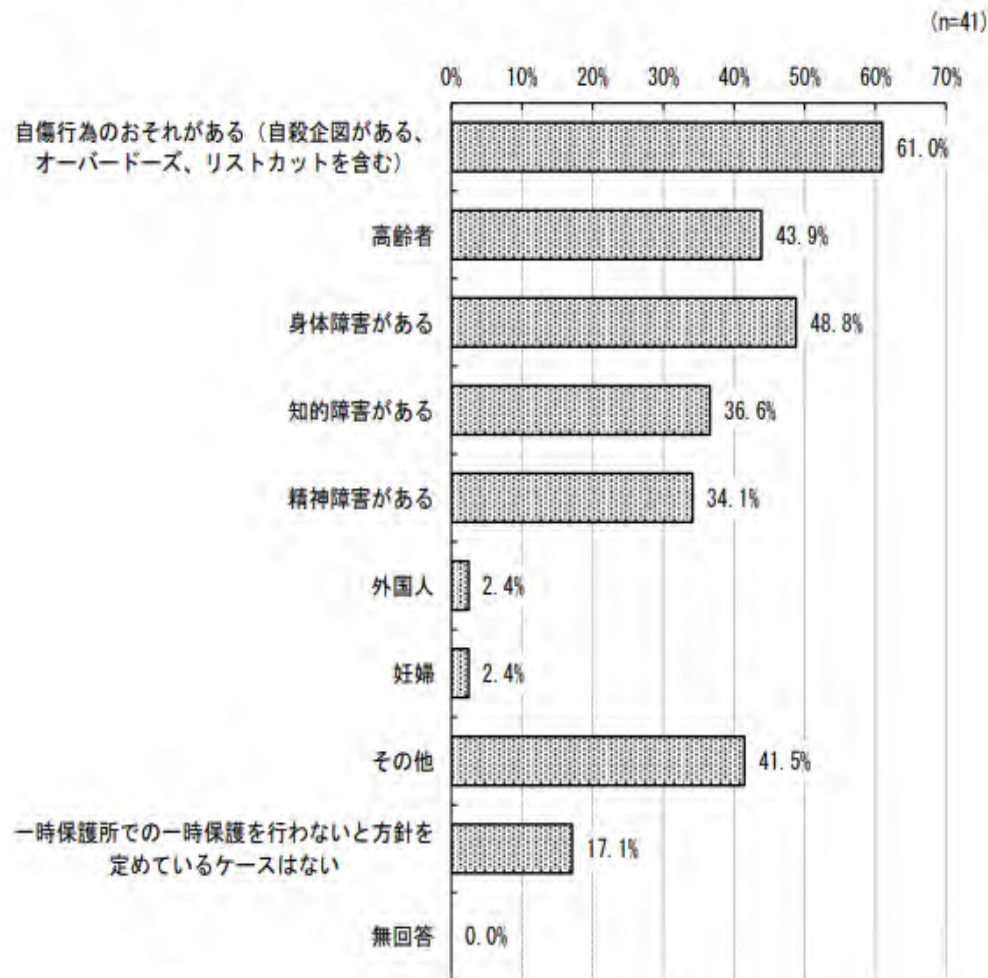
		婦人保護施設入所につながらない理由として選択した割合(%)														無回答
	して選択した相談所数	本人の同意が得られなかったため	身体的暴力(DV含む)を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受ける方がよい、ため	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	本人に障害や疾病があり、ため	その他	無回答
若年女性	実数 15	12	3	4	5	1	1	1	-	-	-	-	2	2	2	1
	%	80.0	20.0	26.7	33.3	6.7	6.7	6.7	-	-	-	-	13.3	13.3	13.3	6.7
同伴児のいる女性	実数 14	1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	5
	%	57.1	7.1	-	-	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	21.4	35.7
妊産婦	実数 5	4	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	2	1	2
	%	80.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	-	-	-	-	20.0	40.0	20.0	40.0
障害(児)者	実数 13	1	1	-	-	8	7	6	2	2	-	-	3	2	7	1
	%	7.7	7.7	-	-	61.5	53.8	46.2	15.4	15.4	-	-	23.1	15.4	53.8	7.7
高齢者	実数 11	1	1	-	-	3	6	6	1	1	-	-	4	2	7	1
	%	9.1	9.1	-	-	27.3	54.5	54.5	9.1	9.1	-	-	36.4	18.2	63.6	9.1
性的少数者	実数 4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	%	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0
外国籍	実数 4	3	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	1	2	-	-
	%	75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	-	-	-	-	25.0	50.0	-	-
その他	実数 7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2
	%	28.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	42.9	28.6

一時保護所・女性自立支援施設における受入に関する運用の現状

一時保護所や女性自立支援施設において「施設の方針として」受入を行わないとする類型について、「自傷行為のおそれがある」「高齢者」「障害者」等がある。

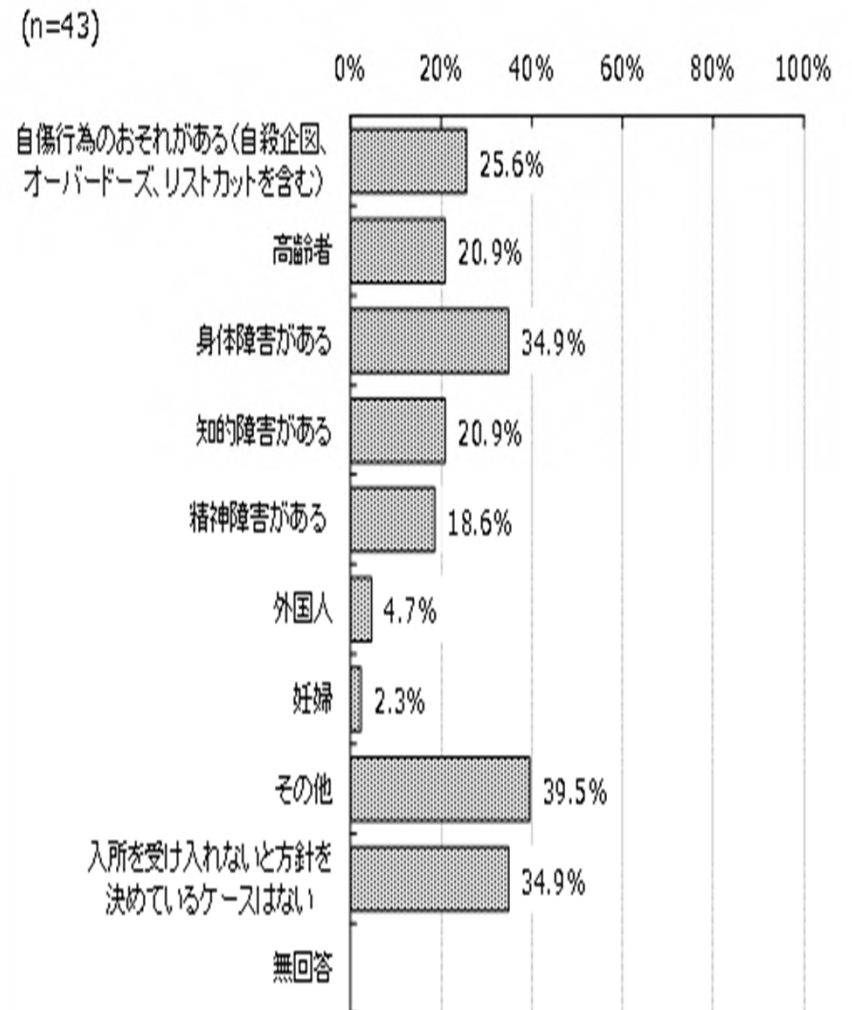
＜施設の方針として、一時保護を行わない対象者＞

図表 II-31 方針として「一時保護所での一時保護は行わない」としているケース
(複数回答)【問10】



＜施設の方針として、女性自立支援施設の入所を受け入れない対象者＞

図表 III-10 施設の方針として入所を受け入れないケース（複数回答）【問7】



一時保護委託の状況

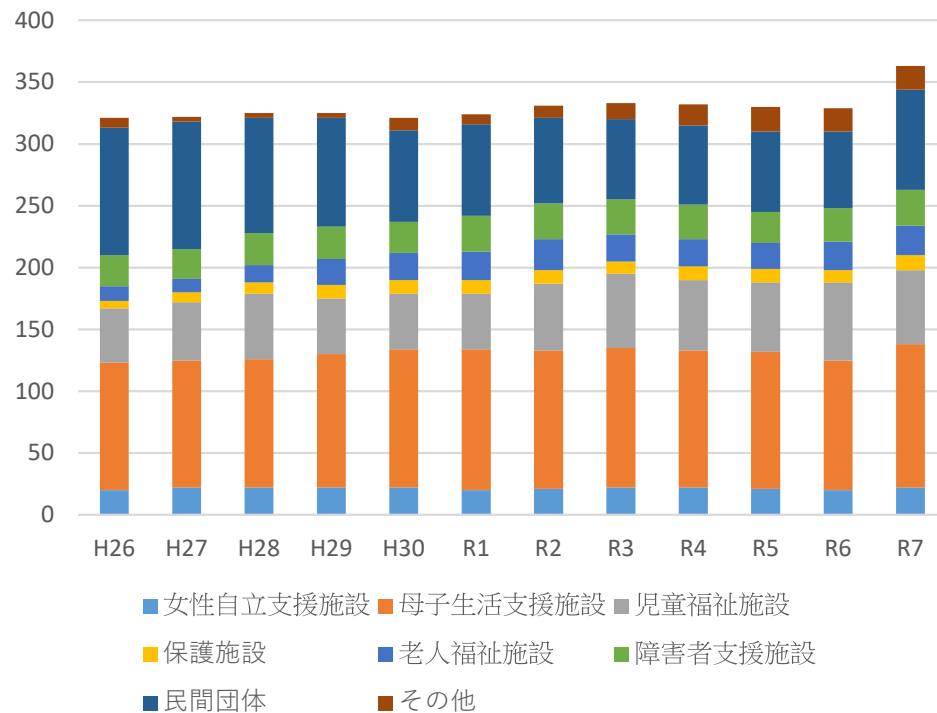
- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 令和6年度における一時保護委託人数(実人員)は、1,987人(女性本人1,054人、同伴家族933人)
- ここ10年の推移を見ると、母子生活支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設との委託契約数は若干増加しているが、**実際の委託件数は減少傾向にある。**

一時保護の委託契約数(令和7年4月1日現在)と委託件数(令和6年度)

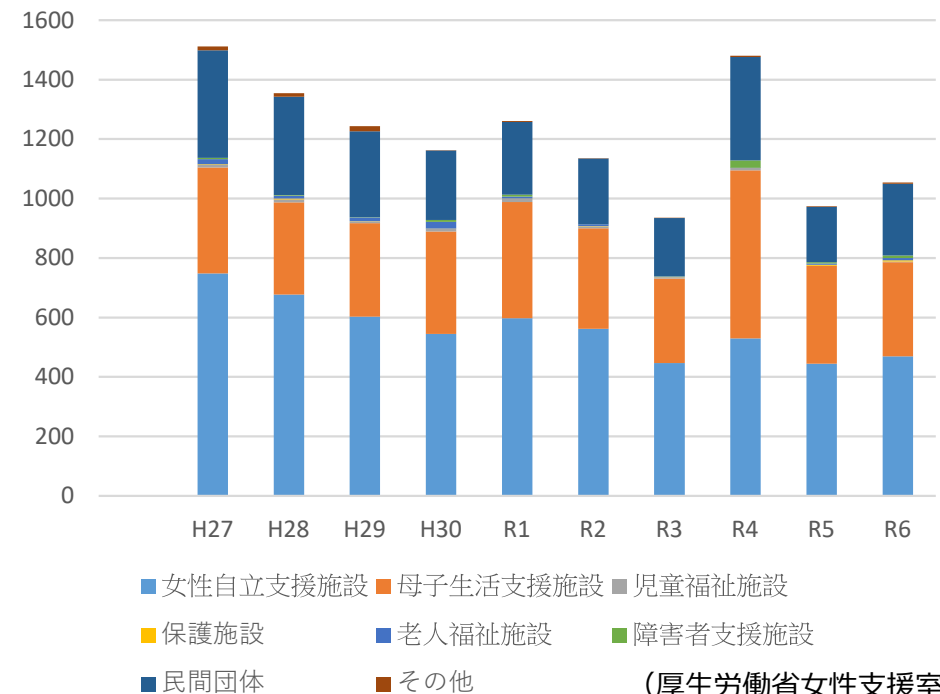
(注1) 母子生活支援施設を除く。
(注2) ()内は、委託力所数は令和6年4月1日現在、委託件数は令和5年度。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。

施設区分	女性自立支援施設	母子生活支援施設	児童福祉施設 (注1)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	合計
委託契約数 (注2)	22 (20)	116 (105)	60 (63)	12 (10)	24 (23)	29 (27)	81 (62)	22 (19)	366 (329)
委託件数	469 (445)	317 (329)	2 (0)	4 (3)	8 (5)	9 (4)	241 (186)	4 (2)	1,054 (974)

一時保護契約数の内訳と推移



一時保護委託件数の内訳と推移



女性自立支援施設通所型支援モデル事業【令和6年度創設】

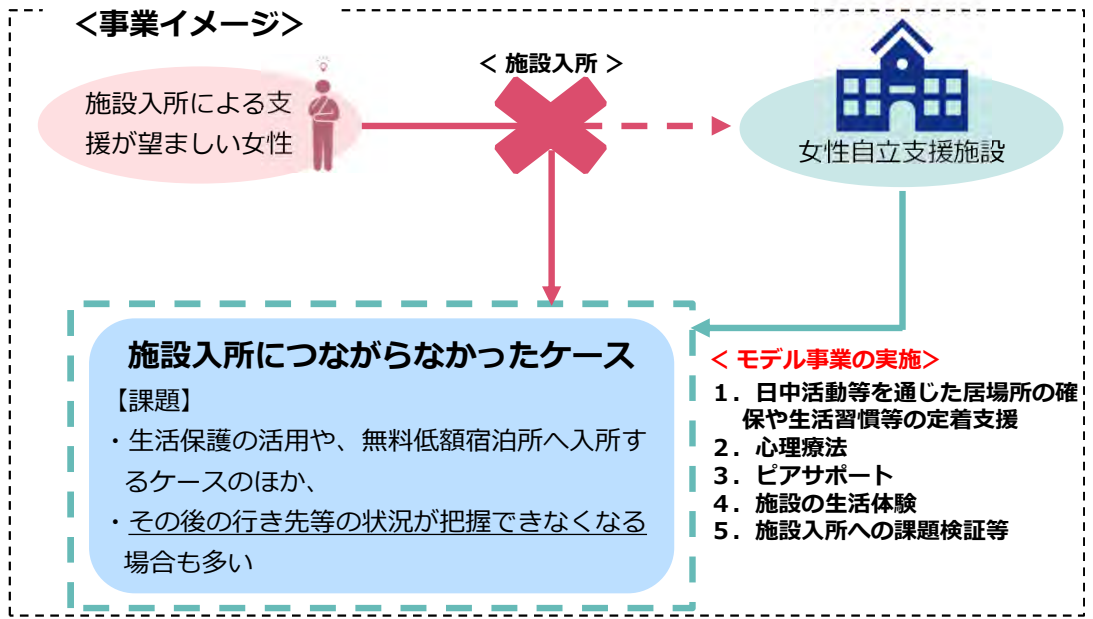
令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

- 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援**
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。
- 2. 心理療法**
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。
- 3. ピアサポート**
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。
- 4. 施設の生活体験**
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。
- 5. 施設入所への課題検証等**
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



3 実施主体等

- 【実施主体】都道府県 【補助率】3／4
【補助単価】1施設当たり5,660千円、4の利用者一人当たり日額2,405円、賃借料加算 1施設当たり3,000千円（最大）
【令和7年度事業実施自治体】2自治体

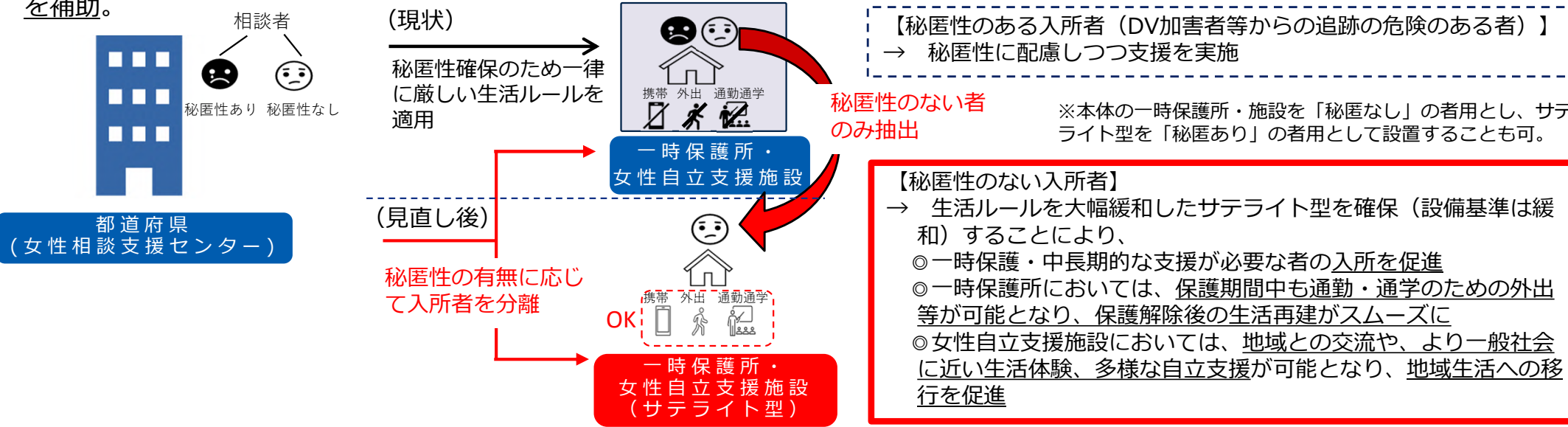
令和7年度補正予算額 40百万円

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が地域で安心して自立生活を送るためには、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することが重要である。
- 一方で、現在の一時保護所・女性自立支援施設では、DV加害者等からの追跡のおそれのある入所者を守るため、原則としてすべての入所者に対して厳しい生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止）を一律に課しているため本人の入所同意が得られず、個々の入所者の状況に応じた支援を行うことが困難な状況にある。
- このため、秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、一時保護や中長期的な支援が必要な者の入所を促進するとともに、地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、保護解除後の生活再建や入所者の地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。※本事業は令和7年度補正予算に計上

2 事業の概要・スキーム

- 本体の一時保護所・女性自立支援施設に加え、「秘匿性なし」の者用の一時保護所・施設をサテライトで設置する場合（※）に賃借料を補助。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県
- 【補助率】 3 / 4
- 【補助単価案】 1か所当たり年額3,000千円（最大）

一時保護所における職員配置状況の推移

- 令和２年度と令和７年度を比較すると、職員数（合計）は増加している（常勤・非常勤とも専従はやや減少し、兼務が増加）。
- 職種別に見ると、支援員は兼務（常勤・非常勤）が増加しているが、専従（常勤・非常勤）が減少している。他には宿直員（兼務）や心理療法担当職員（常勤・兼務）の増加が多い。

10人以上減少
10人以上増加

令和２年度							
職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		1	37	0	0	1	37
主任指導員		5	46	1	0	6	46
指導員		44	68	60	23	104	91
保健師		0	9	1	0	1	9
看護師		6	4	5	4	11	8
栄養士		2	6	4	1	6	7
その他職員	宿直員	0	0	76	47	76	47
	警備員	0	0	12	6	12	6
	その他	2	43	19	43	21	86
保育士		2	0	3	1	5	1
心理療法担当職員		4	15	7	14	11	29
調理員		5	7	14	11	19	18
同伴児童 対応職員	保育士	0	0	16	12	16	12
	その他	1	0	5	16	6	16
個別対応職員		1	0	2	0	3	0
合計		73	235	225	178	298	413

711人

令和７年度							
職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		1	36	0	0	1	36
主任支援員		11	48	0	0	11	48
支援員		32	95	44	31	76	126
保健師		2	6	1	0	3	6
看護師		5	6	5	6	10	12
栄養士		1	7	2	2	3	9
その他職員	宿直員	0	16	71	61	71	77
	警備員	0	0	10	12	10	12
	その他	7	48	30	39	37	87
保育士		2	0	4	1	6	1
心理療法担当職員		4	27	5	13	9	40
調理員		0	6	7	11	7	17
同伴児童 対応職員	保育士	0	1	14	11	14	12
	その他	0	0	14	16	14	16
個別対応職員		1	0	4	1	5	1
合計		66	296	211	204	277	500

777人

女性自立支援施設における職員配置状況の推移

- 令和２年度と令和７年度を比較すると、職員数（合計）は専従・兼務共に増加している。
- 職種別に見ると、支援員や宿直員は一定数増加しているが、その他の職種には大きな増減は見られない。

10人以上減少
10人以上増加

令和２年度

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		24	23	0	0	24	23
主任指導員		10	37	1	1	11	38
支援員		90	45	16	24	106	69
事務員		29	49	2	2	31	51
看護師		19	7	1	5	20	12
保健師		0	6	0	0	0	6
その他職員	宿直員	5	0	28	53	33	53
	警備員	0	0	9	10	9	10
	その他	5	7	21	28	26	35
個別対応職員		4	0	1	1	5	1
心理療法担当職員		2	12	12	8	14	20
医師		0	0	0	3	0	3
調理員		37	3	23	13	60	16
栄養士		14	11	1	1	15	12
同伴児童 対応職員	保育士	2	0	8	14	10	14
	その他	0	0	3	11	3	11
合計		241	200	126	174	367	374

741人

令和７年度

職種		常勤		非常勤		合計	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
施設長		21	26	0	0	21	26
主任支援員		8	41	0	0	8	41
支援員		100	64	27	23	127	87
事務員		28	50	4	3	32	53
看護師		21	7	1	7	22	14
保健師		1	4	0	0	1	4
その他職員	宿直員	0	7	48	78	48	85
	警備員	0	0	9	10	9	10
	その他	2	4	28	29	30	33
個別対応職員		11	0	0	1	11	1
心理療法担当職員		5	21	14	9	19	30
医師		0	1	0	8	0	9
調理員		36	3	18	8	54	11
栄養士		18	9	0	2	18	11
同伴児童 対応職員	保育士	1	1	8	12	9	13
	その他	0	0	4	14	4	14
合計		252	238	161	204	413	442

855人
(厚生労働省女性支援室調べ) 39

女性支援事業における措置費の仕組み

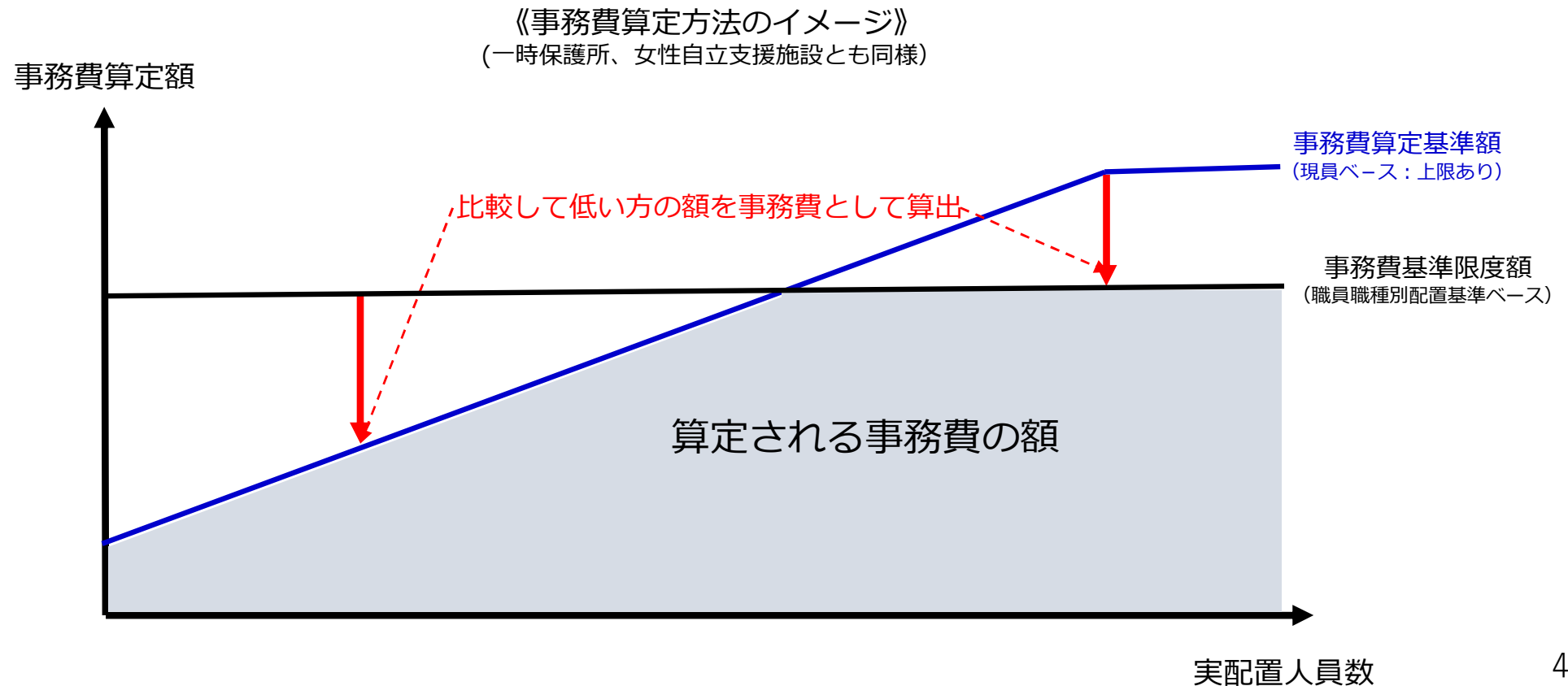
事務費の算定方法

- 一時保護所・女性自立支援施設に交付される措置費の約9割を占める事務費は、「事務費算定基準」によって算定された額（人員の職種ごとの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（＝定員1人1月あたりの実配置人員相当額）と、「事務費基準限度額」とを比較して、いずれか少ない方の額に取扱定員数と12を乗じて得た額とする。
- （「事務費算定基準から算出した額÷定員÷12」と「事務費基準限度額」とを比較して少ない方の額）×定員数×12

※事務費算定基準：職員の現員（職員職種別配置基準を限度）とその人件費（*）に各種手当等を積み上げて算出した額

*兼務の場合は常勤換算分を算定

※事務費基準限度額：職員職種別配置基準の数で人件費と各種手当等を積み上げて算出した額÷定員÷12で算出した額



一時保護所及び女性自立支援施設の人員配置について

○ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設における人員配置に関する通知・基準

	女性相談支援センター一時保護所	女性自立支援施設
根拠	○女性支援事業の実施について(令和6年3月18日付け社援発0318第60号)別添2 女性相談支援センター設置要綱	○女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準 (令和5年厚生労働省令第36号)
配置基準	第二 職員 1 職員の配置等 (前略) また、一時保護所には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則(令和5年厚生労働省令第37号)第1条各号に規定する多様な一時保護の対象者に対応するために必要な職員を置かなければならないこと。 なお、センター及び一時保護所(以下「センター等」という。)の業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他のセンターや施設等と兼務することも差し支えないこと。 2 職員の職務分掌 (7)一時保護所職員 一時保護所に関する業務を担当すること。	(職員配置の基準) 第九条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一 施設長 1 二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上 三 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 1以上 四 看護師又は心理療法担当職員 1以上 五 事務員 1以上 六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。

○ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設職員職種別配置基準 ※支援員等の配置に係る加算の取得要件となっている。 (令和8年度女性支援費の国庫負担金及び国庫補助金交付要綱の改正点及びその運用について(令和8年6月11日付け事務連絡))

取扱定員	総数	施設長	事務員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士又は 管理栄養士	調理員等	嘱託医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 -	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3	人 (1)
51～100	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)
長期入所施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)

(注)()書きは、非常勤職員の別掲である。

4

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における相談対応等の状況
2. 女性相談支援員の配置状況
3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の実施状況
- 4. 民間団体との協働**
5. 関係機関との連携・支援調整会議
6. 教育・啓発、人材育成
7. 調査研究
8. 自治体における基本計画策定状況

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



①	アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ）
②	居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）
③	自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援）
④	ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）
⑤	アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援）
⑦	支援体制強化（ICT導入支援）

困難女性

悪質ホスト被害者
JKビジネス被害者
家出少女・AV出演強要
困窮・孤独・孤立
DV・性暴力被害者
等

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）
令和7年度：23自治体（44団体）

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱える女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

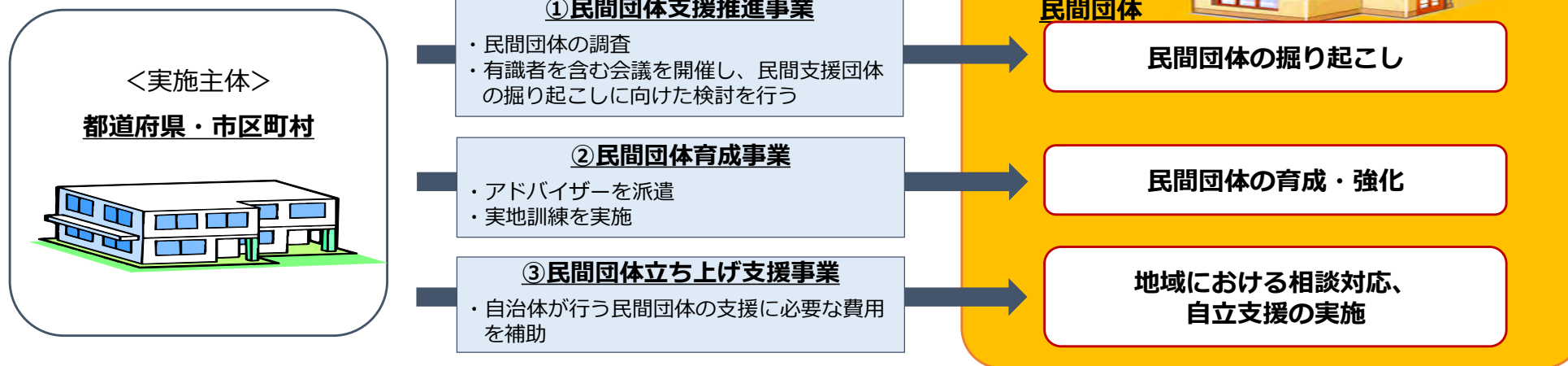
（2）民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

（3）民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】 国 1／2、都道府県・市町村（特別区含む） 1／2

【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,045千円

【事業実施自治体数】 令和5年度：3自治体

令和6年度：8自治体

令和7年度：8自治体

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における相談対応等の状況
2. 女性相談支援員の配置状況
3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の実施状況
4. 民間団体との協働
- 5. 関係機関との連携・支援調整会議**
6. 教育・啓発、人材育成
7. 調査研究
8. 自治体における基本計画策定状況

他施策との連携に関する通知（概要）

○こども施策と女性支援施策との連携について

（令和 5 年 9 月 1 日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長連名通知）

- ・ こども担当部局等において、児童虐待や子育て支援、ひとり親支援に係る調査や相談の中で困難女性を把握した場合には、自治体の女性支援担当部局、女性相談支援センター、女性相談支援員へ連絡すること
- ・ こども担当部局等において未成年女性を一時保護するにあたっては、女性支援窓口等との連携や、児童相談所から女性自立支援施設等への一時保護委託も含め、女性相談支援センターとの具体的な連携方法をあらかじめ協議しておくこと
- ・ 困難女性の同伴児童について、必要に応じ保育やショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげるため、女性自立支援施設等と児童相談所、市町村の児童福祉主管課等で連携すること
- ・ 女性支援担当部局等において、自立支援（生活支援として保育等の子育てサービスや障害福祉サービス・家庭支援事業、居住支援として妊産婦等生活援助事業や母子支援施設の利用）に関する連携のため、地域資源の把握や連携に努めること
- ・ 要対協や支援調整会議に互いに参画し、情報共有や関係性づくり、研修等を通じた日頃からの認識共有に努めること

○困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携について

（令和 6 年 6 月 24 日付け厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・地域福祉課長連名通知）

○女性支援施策と精神保健医療福祉施策の連携について

（令和 6 年 7 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・障害保健福祉部精神・障害保健課長連名通知）

- ・ 日常的な連携体制を確保すること（合同研修の実施、相談窓口に双方の制度リーフレットを設置する等）
- ・ 自立相談支援機関や精神保健福祉センター等において、担当地域の女性相談支援 3 機関の連絡先等を把握し、一時保護や施設利用等の対象となる女性を把握した際には連携を検討すること
- ・ 相互の支援調整会議への参画等を通じて連携を深めること

生活困窮者自立支援制度の体系

**R8年度予算：827億円の内数
+ R7年度補正予算：105億円の内数**



包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- ・ 全国904自治体で1,368機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- ・ 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- ・ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

緊急に衣食住の
確保が必要

◆ 居住支援事業

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

◆ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労等に向けた日常生活自立・社会生活自立・経済的自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労等が困難な方に対する支援付きの就労の場の提供

家計の見直しが必要

◆ 家計改善支援事業

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

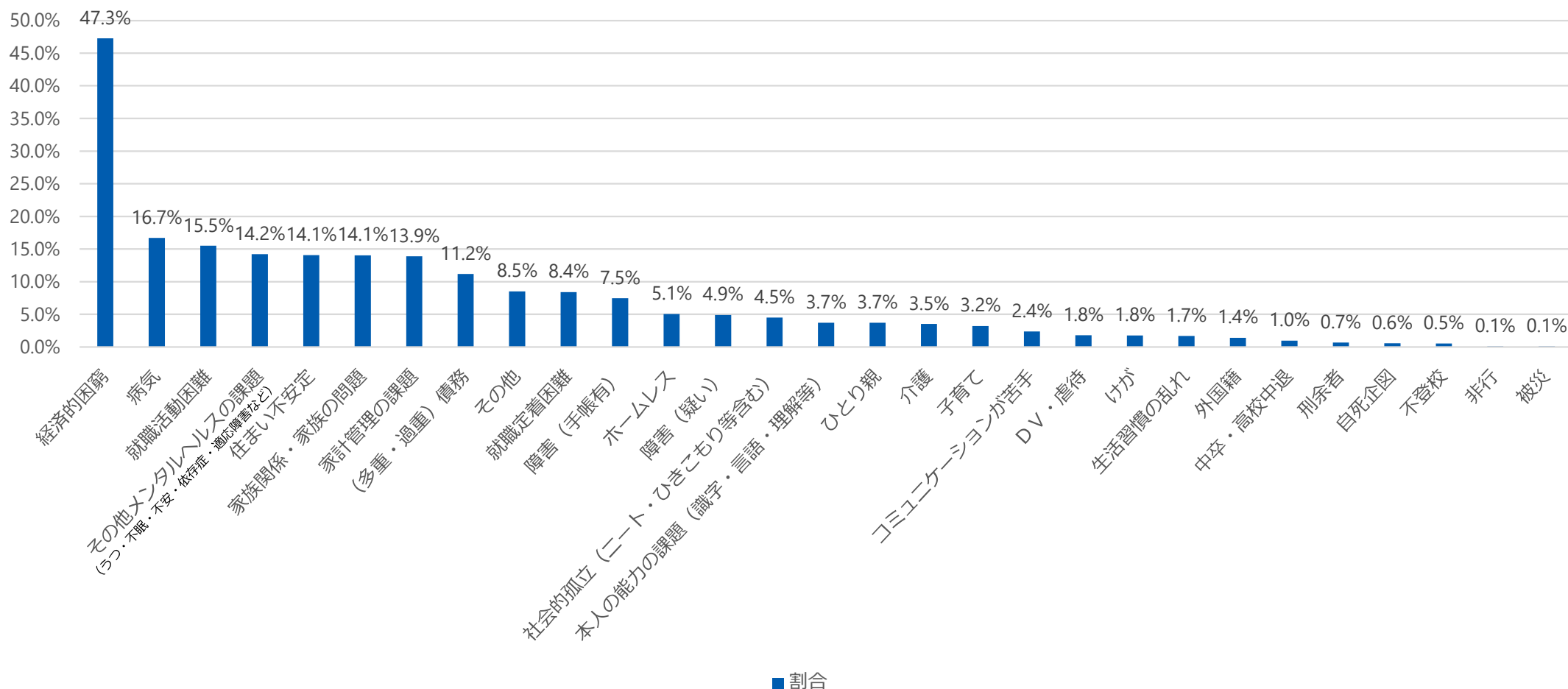
生活困窮者自立相談支援事業の実施状況（新規相談者の課題と特性）

- 新規相談者の課題と特性は、「経済的困窮」が47.3%と一番多く、次いで「病気」、「就職活動困難」、「その他メンタルヘルスの課題」となっている。

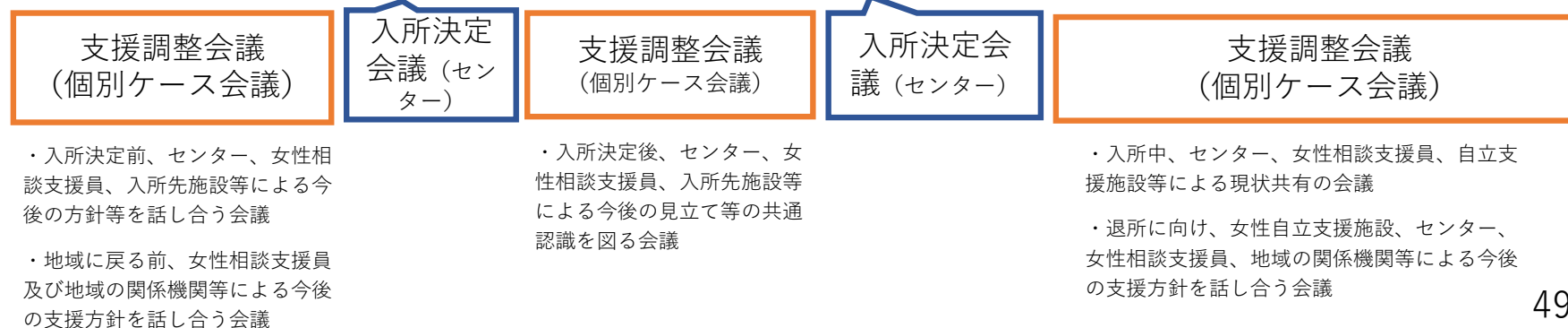
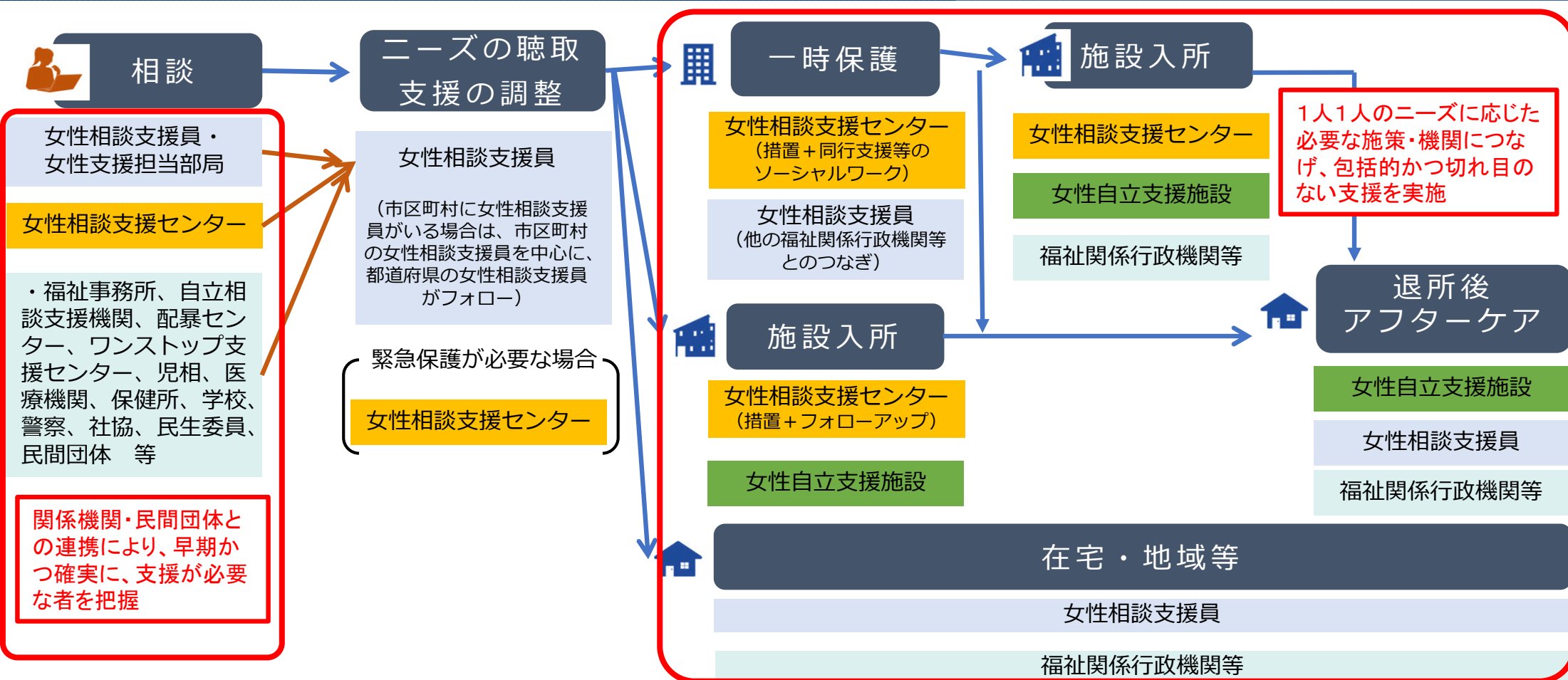
4. 相談者の課題と特性

相談者の課題と特性

(n=280,012) ※ 複数回答



女性支援事業における関係機関との連携について



支援調整会議の設置状況

(1) 会議の設置状況(令和7年4月1日)

	設置済み	令和7年度中に設置予定	令和8年度以降に設置予定	設置予定なし
都道府県	44	0	3	0
市町村	190	29	166	1,356

(2) 会議の構成機関

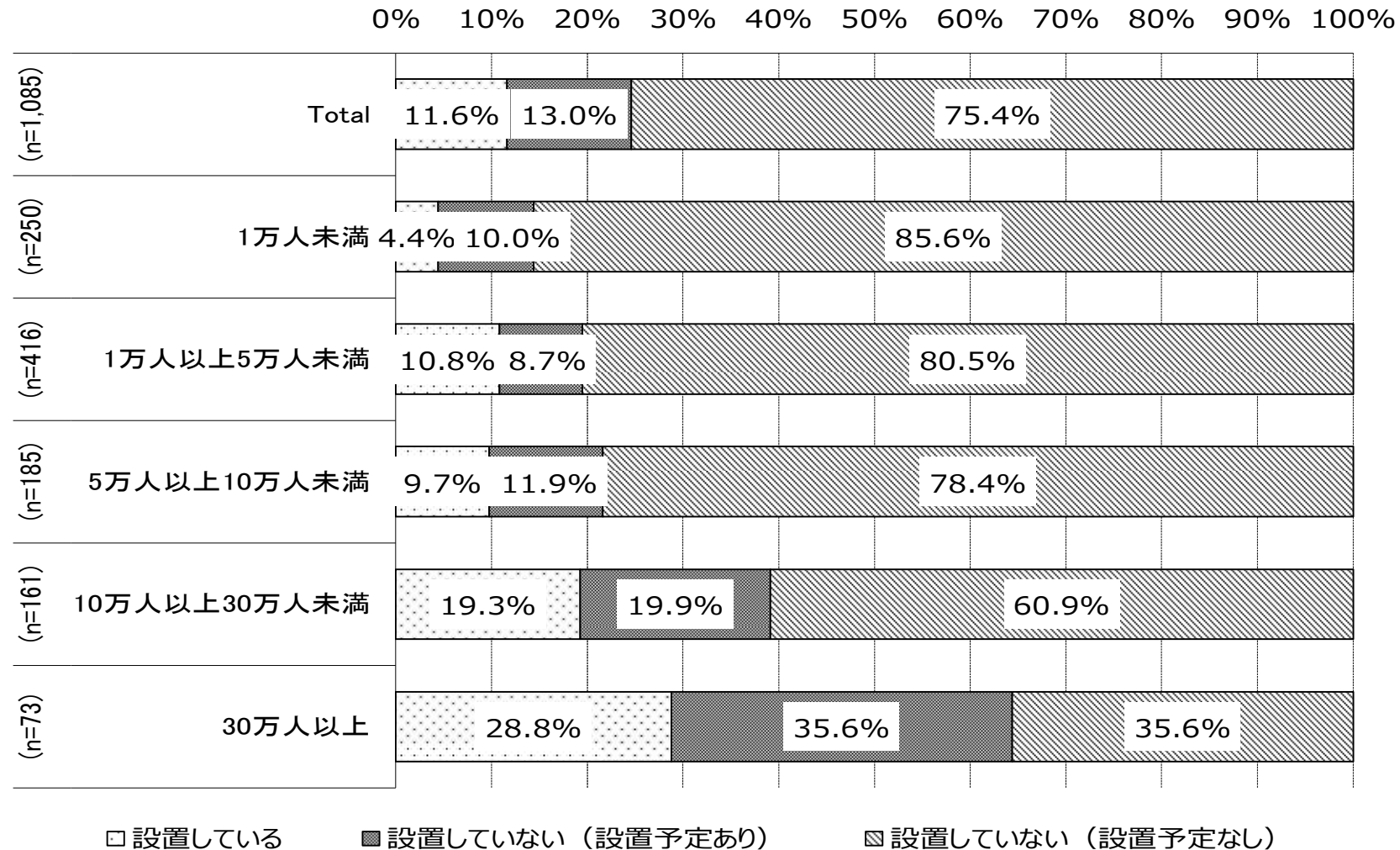
	都道府県	市町村
	設置済み	設置済み
ア. 自治体の関係部局	44	182
イ. 女性相談支援センター	44	67
ウ. 女性相談支援員	34	99
エ. 女性自立支援施設	34	14
オ. 一時保護委託契約施設	32	24
カ. 福祉事務所	36	140
キ. 自立相談支援機関	17	22
ク. 民間の女性支援団体	38	39
ケ. 配偶者暴力相談支援センター	42	69
コ. ワンストップ支援センター	33	7
サ. 児童相談所	38	113
シ. こども家庭センター	16	116
ス. 男女共同参画センター	34	50
セ. 医療機関	32	90
ソ. 保健所	22	81
タ. 市町村保健センター	9	86
チ. 学校、教育委員会、保育所等	31	143
ツ. 警察	41	142
テ. 司法関係機関	37	64
ト. 社会福祉協議会	22	96
ナ. 民生委員・児童委員	19	91
ニ. 就労支援関係機関	23	19
ヌ. その他	22	64

(3) 会議内容について

	都道府県	市町村
	設置済み	設置済み
ア. 代表者会議	42	86
イ. 実務担当者会議	32	91
ウ. 個別ケース検討会議	33	77
エ. その他	8	15

支援調整会議の設置状況

- 支援調整会議（設置については努力義務）については、小規模自治体になるほど「設置していない（設置予定なし）」の割合が多くなっている。



1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における相談対応等の状況
2. 女性相談支援員の配置状況
3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の実施状況
4. 民間団体との協働
5. 関係機関との連携・支援調整会議
- 6. 教育・啓発、人材育成**
7. 調査研究
8. 自治体における基本計画策定状況

女性支援特設サイト「あなたのミカタ」について

「あなたのミカタ」とは・・・

- ・ 「あなたのミカタ」は、DVや性被害・性暴力、家庭の状況その他様々な事情により、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイト（令和6年1月31日に公開）。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体の相談窓口などを掲載。

主なコンテンツについて

各地域の支援窓口一覧

自治体別の支援窓口や支援内容に関する情報（窓口の名称、電話番号、受付時間、支援内容、HPなど）を掲載。

お悩み・相談先リスト

女性が抱える悩み（DV、性的な被害、妊娠・出産、ひとり親、ストーカー、こころの不調、依存症、その他生活の困窮など）ごとに、受けられる支援や相談窓口に関する情報（相談窓口の名称、連絡先など）を掲載。

コラム・インタビュー

支援現場における支援事例や、かつて支援を必要とする当事者だった方へのインタビューなど、女性が抱える困難な問題とその支援の実例等についてコラムを掲載。

支援者向け情報

自治体における支援事例や連携事例、国の関係通知、調査研究等の成果物、女性支援の広報啓発に活用可能なポスターカード等を掲載。

※コンテンツは順次更新予定



女性支援新法全国フォーラム

1. 目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が令和6年4月に施行され、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設及び民間団体等の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における、女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 内容

【第1回（令和6年1月26日開催）】

- ・女性支援新法の施行に向け、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として開催。
- ・「新法への期待と現場における変化」、「民間団体との協働」を題材に座談会を実施。
- ・「女性支援の充実に向けた宣言(三田宣言)」を本フォーラムで合意。

【第2回（令和6年12月5～6日開催）】

- ・「保護更生から支援へ」の転換の中で明らかになってきた課題の共有と解決に向けた支援スキルの強化、各支援者間の理解及び関係構築の促進、モチベーションの向上をテーマとして開催。
- ・「子どものいる女性への支援」、「自治体と民間団体との連携」を題材に分科会を実施。
分科会実施後にパネルディスカッションを実施。

【第3回（令和8年1月16日開催）】

- ・「幅広い分野との連携により女性支援を開いていく」ことをテーマとして開催。
- ・「女性支援における官官連携、官民連携」を題材に実践報告を実施。
実践報告実施後にパネルディスカッションを実施。

令和8年度当初予算 27百万円の内数（27百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国	国（国立保健医療科学院）	都道府県 ※国がブロック毎に実施
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長）	①機関の長（センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者） ②心理職員（センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員）	センター職員、女性相談支援員、施設職員、 民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修（制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等） ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修（女性相談支援員養成研修シラバスに基づく研修等） ・演習
日程等	2日	①3日 ②2日	1日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

女性相談支援員養成研修

- 国の調査研究事業において女性相談支援員の養成研修に係るシラバス（令和５年度）及び研修教材となる動画（令和６年度）を作成。
令和７年度から当該研修を実施。

研修 分類	対象	講義分類		講義名	所要 時間	該当 頁	実施方法
基礎	統括女性相談支援員	基礎② 1時間半	組織運営 (90分)	支援提供における統括女性相談支援員の役割（SV） 組織マネジメント論	30分 60分	48 49, 50	オンデマンド
	女性相談支援員（初任者）	基礎① 13時間	法制度・施策 (90分)	女性支援事業概論（歴史、法制度）	90分	10	
			基本姿勢 (120分)	ソーシャルワーカーとしての女性相談支援員業務の理解	30分	11	
				支援者としての自己理解、メンタルヘルスケア論	30分	12	
				職業倫理論	30分	13	
				人材育成・体制整備論	30分	14	
			権利擁護 (120分)	権利擁護とジェンダーの視点による女性支援論	40分	15	
				リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	40分	16	
				同伴する子ども等の権利擁護	40分	17	
			相談者理解① (120分)	妊産婦	40分	18	
				同伴する子ども等	40分	19, 20	
				母子家庭	40分	21	
			相談者理解② (120分)	性暴力・性的虐待・性的搾取の被害者、売買春経験女性	70分	22, 23	
				DV被害者・ストーカー被害者	50分	24, 25	
			相談者理解③ (120分)	外国にルーツをもつ相談者	50分	26	
				精神疾患（統合失調症・依存症等）や障害を抱えた相談者	70分	27, 28	
			相談者理解④ (90分)	若年女性	40分	29, 30	
高齢女性	30分	31					
ひきこもり状態にある女性	20分	32					
研修 分類	対象	講義分類		講義名	所要 時間	該当 頁	実施方法
分野別	統括女性相談支援員	分野別研修③	3時間	政策関連連携演習（統括女性相談支援員） 地域内連携演習（統括女性相談支援員）	90分 90分	51 52	対面 グループワーク
	主任女性相談支援員	分野別研修②	3時間	政策関連連携演習（主任女性相談支援員） 地域内連携演習（主任女性相談支援員）	90分 90分	44 46	
	女性相談支援員（初任者）	分野別研修① 6時間45分	居住支援	35分	33, 34	オンデマンド	
			就労支援	25分	35		
			経済的支援	25分	36		
			医療的支援	35分	37		
			法的支援	35分	38		
			居場所の提供支援	25分	39		
			心理的支援	30分	40		
			相談者へのアウトリーチ・フォローアップ	15分	41		
			政策関連連携演習（初任者）	90分	42	対面 グループワーク	
			地域内連携演習（初任者）	90分	43		

女性支援を担う者の人材育成等に向けた取組

社会福祉士の受験資格に係る実務経験の対象拡大（民間団体での相談業務経験の追加）

- 社会福祉士の受験資格における「厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの」について、女性支援事業関係では、次の施設の従事者が対象となっていたところ。
 - ・ 女性相談支援センターにおける相談支援員、心理支援員、女性相談支援員
 - ・ 女性自立支援施設における入所者の自立支援を行う職員
- 令和6年度より、上記の従事者に加え、
・ 若年被害女性等支援事業を行っている事業所における相談援助業務又は自立支援を行っている職員が対象に加えられた。
 - ※ 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日付社援発0703第1号社会・援護局長通知）



民間団体での支援業務経験が、社会福祉士資格取得につながる

小中学校の教員免許に係る「介護等の体験を行う施設」の対象拡大（女性自立支援施設の追加）

- 小中学校の教員免許の取得に当たっては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第1項において、「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者」であることを必須としている。
- 令和6年度より、当該介護等の体験を行う施設について、女性自立支援施設が対象に加えられた。
 - ※ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）の改正省令（令和6年4月1日施行）



女性支援の現場を知る小中学校の教員が増える

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における
相談対応等の状況
2. 女性相談支援員の配置状況
3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の
実施状況
4. 民間団体との協働
5. 関係機関との連携・支援調整会議
6. 教育・啓発、人材育成
- 7. 調査研究**
8. 自治体における基本計画策定状況

基本方針に掲げる調査研究の実施状況

基本方針に記載されている「調査研究等の推進」に係る事項	実施状況
・ 定期的な実態調査（直面している問題の内容や年齢層、支援内容や実績、一時保護及び女性自立支援施設等における支援内容や退所後の状況、自治体の取組状況等について）	・ 年次の「女性支援事業実施状況調査」を実施し、結果概要を公表
・ 通所により支援を受ける等、女性自立支援施設における入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方に関する検討	・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業を開始（令和6年度～） ※令和8年4月現在で3施設が実施中（東京都・神奈川県）
・ 専門的な人材育成、被害回復支援に向けた有効な方法等や、市町村と連携した施設からの地域移行や女性相談支援員を中心とする市町村の体制の在り方、支援調整会議の効果的な設置・運営の在り方、地域の中での居住機能を備えた新たな支援の在り方等の国内外の支援施策の先進事例等について調査研究を行うことを検討	・ 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業において、女性相談支援員の配置状況や一時保護所・女性自立支援施設における支援状況等に関する調査を実施 ・ 女性相談支援員養成研修シラバスを作成（令和5年度調査研究事業） ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業において、都道府県と市町村における支援体制等について調査を実施（令和7年度社会福祉推進事業）
・ 法附則第2条に定められた支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究	・ 令和6年度に女性自立支援施設、令和7年度に一時保護所に関する第三者評価基準を策定。 ・ 令和8年度中に女性相談支援センターに関する第三者評価基準を策定見込み

女性支援事業の第三者評価について

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

附則第2条第1項

政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

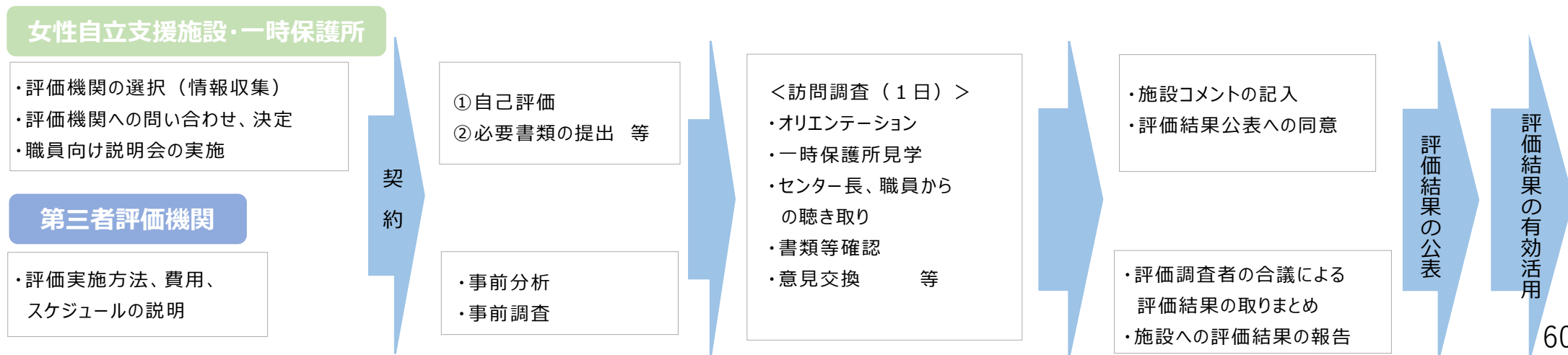
○「女性自立支援施設」における福祉サービス第三者評価基準の策定（令和6年度調査研究）

○「女性相談支援センター一時保護所」における第三者評価基準の策定（令和7年度調査研究）

※いずれも3年に1回以上第三者評価を受けるよう努めるとともに、原則として結果を公表することを求めている（社会・援護局長通知）

○令和8年度に「女性相談支援センター（本体）」における第三者評価基準の策定に係る調査研究事業を実施中。

（参考）第三者評価受審の流れ（女性自立支援施設・一時保護所）



女性自立支援施設の第三者評価

- 女性支援新法附則第2条第1項を踏まえ、平成18年度に作成した婦人保護施設版の第三者評価基準の見直しを行い、令和7年度から以下の評価項目による第三者評価を実施。

※ 社会福祉法第78条第1項に「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」とされている。

※ 「女性自立支援施設における第三者評価及び自己評価の実施について（令和7年4月23日付け社援発0423第6号厚生労働省社会・援護局長通知）」

共通評価基準の評価項目

I. 支援の基本方針と組織

1. 理念・基本方針
2. 経営状況の把握
3. 事業計画の策定
4. 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

II. 施設の運営管理

1. 管理者の責任とリーダーシップ
2. 福祉人材の確保・育成
3. 運営の透明性の確保
4. 地域との交流、地域貢献

III. 適切な支援の実施

1. 利用者本位の支援
2. 支援の質の確保

内容評価基準の評価項目

A-1. 利用者の権利擁護、主体性を尊重した支援

- A-1-(1)利用者の権利擁護
- A-1-(2)権利侵害への対応
- A-1-(3)利用者の意向や主体性の尊重

A-2. 支援の質の確保

- A-2-(1)住環境
- A-2-(2)入所初期の支援
- A-2-(3)日常生活支援
- A-2-(4)心身の回復に向けた支援
- A-2-(5)同伴家族等への支援
- A-2-(6)自立に向けた支援
- A-2-(7)地域移行に向けた支援と退所後の支援

女性相談支援センター一時保護所の第三者評価

- 女性支援新法において、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点が新たに規定されたことを踏まえ、入所者が質の高い専門的な支援を受けられるよう、一時保護所における支援や運営の質の向上を図ることが重要。
- 同法附則第2条第1項を踏まえ、令和8年6月に女性相談支援センター一時保護所の評価基準を策定し自治体に通知（※）。福祉サービスの第三者評価の枠組みを活用し、福祉サービスの第三者評価機関の指定を受けた機関による第三者評価を実施。

※「女性相談支援センター一時保護所における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和8年6月22日付け社援発0622第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

評価項目

第1部 入所者本位の支援

- （1）基本理念
- （2）適切なケースワーク・一時保護の実施

第2部 一時保護所の環境

- （1）一時保護所の環境
- （2）一時保護所での生活

第3部 一時保護所における支援

- （1）アセスメントの実施・個別の支援計画
- （2）一時保護中の支援
- （3）同伴児童への支援
- （4）一時保護所退所に向けた調整

第4部 一時保護所の管理・運営

- （1）職員体制・職場環境
- （2）情報共有・職員間連携
- （3）安全管理
- （4）関係機関との連携
- （5）質の向上

1. 女性相談支援センター・女性相談支援員における
相談対応等の状況
2. 女性相談支援員の配置状況
3. 一時保護所・女性自立支援施設における支援の
実施状況
4. 民間団体との協働
5. 関係機関との連携・支援調整会議
6. 教育・啓発、人材育成
7. 調査研究
- 8. 自治体における基本計画策定状況**

都道府県基本計画・市町村基本計画の策定状況

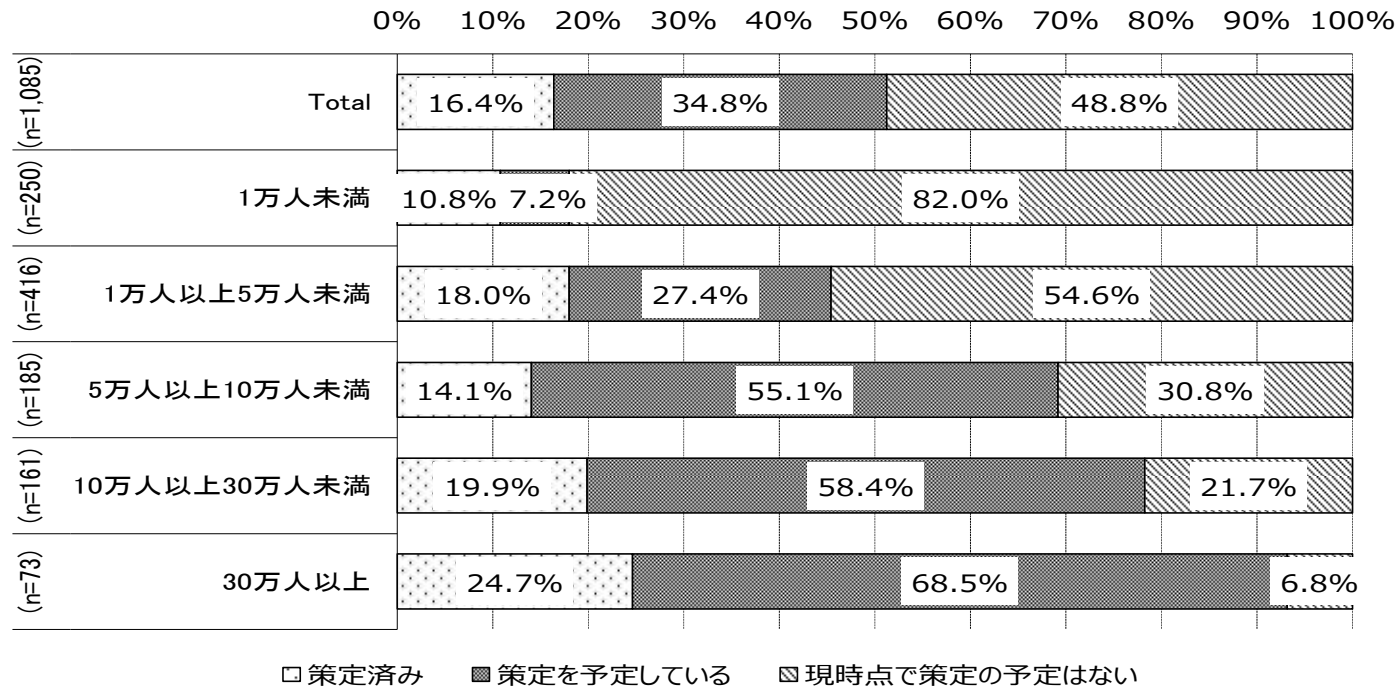
- 都道府県基本計画（策定義務あり）については、すべての都道府県で策定済み。
- 市町村基本計画（策定は努力義務）については、小規模自治体になるほど「現時点で策定の予定はない」が多くなっている。

○市町村基本計画の策定状況（令和7年4月1日）

	策定済み	令和7年度中に策定予定	令和8年度以降策定予定	策定予定なし
市 町 村	262	130	281	1,068

出典：厚生労働省女性支援室調べ

○市町村基本計画の策定状況（人口規模別）



出典：令和7年度社会福祉推進事業 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行状況等に関する調査研究事業